

令和2年9月11日（金曜日）

（会議第4日目）

応招議員

1番	小永正裕	2番	矢野依伸	3番	山本久夫
4番	山崎正男	5番	浅野修一	6番	吉尾昌樹
7番	濱村美香	8番	矢野昭三	9番	宮地葉子
10番	澳本哲也	11番	宮川徳光	12番	池内弘道
13番	中島一郎	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長職務代理者	松田春喜	総務課長	宮川茂俊
情報防災課長	徳廣誠司	企画調整室長	西村康浩
健康福祉課長	佐田幸	住民課長	川村一秋
まちづくり課長	金子伸	農業振興課長	川村雅志
地域住民課長	青木浩明	産業推進室長	門田政史
建設課長	森田貞男	海洋森林課長	土居雄人
教育長	畦地和也	会計管理者	小橋智恵美
教育次長	橋田麻紀	教育次長	藤本浩之

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山崎あゆみ

令和2年9月第11回黒潮町議会定例会

議事日程第4号

令和2年9月11日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

令和2年9月11日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。
これから本日の会議を開きます。
これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。
諸般の報告をします。
遅刻者の報告を致します。
矢野昭三君から遅刻の届け出が提出されましたので、ご報告致します。
これで諸般の報告を終わります。
日程第1、一般質問を行います。
順次発言を許します。
質問者、宮地葉子君。

9 番（宮地葉子君）

おはようございます。
朝一の質問をさせていただきます。
それでは、通告書に基づいて、3点について質問を致します。
最初に1番、新型コロナ対策についてです。
新型コロナが発生して半年以上が経過しています。新型コロナに対して世界中の研究等が進んで、新事実が判明はしておりますが、まだまだ未知の部分が多くあって、収束のめども立ちにくい状況が続いています。
全国的には、新たな感染者が絶える日はなく、いつ自分たちの周りで感染者が出てもおかしくない、先が見えない不安を抱えながらの暮らしが続いております。
全国的には、経済も冷え込み、失業者が4万人余りを超え、倒産や廃業に追い込まれた企業や事業主も増え続けていると、ニュースではあります。
国の手厚く適切な支援があつてこそ、住民は今のこの困難を何とか乗り切る力が出てくると思います。
コロナ支援対策は、国に続いて県も町も多方面にわたって支援がありますが、今回は国、県に連動している面と、町独自の支援にもスポットを当てながら、自分なりに取り上げた内容で4つの方面から質問をします。
まず、カッコ1についてです。
コロナ問題で暮らしに大きな影を落としているのが、先ほども言いましたが、何と言っても経済への影響ではないでしょうか。今回、町が独自に発行しているプレミアム商品券、飲食券の活用は、経済対策として一定の効果を上げていると思います。商品券を活用することで、なるべく町内での消費を心掛ける、いいきっかけになっていると思います。
最初に、その利用状況と現状について伺います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

宮地議員の、町独自の商品券、飲食券の利用状況等、現状についてのご質問にお答え致します。

町内の飲食店で利用できるプレミアム付飲食券と飲食店以外での商店で利用できる、プレミアム付商品券の2種類を7月20日より販売しており、プレミアム付商品券につきましては、予定していました1万セット、金額ベースで5,000万円を完売しております。

飲食券につきましては、9月8日時点で販売数量が3,327セットの販売数で、予定数量1万セットに対しまして33.3パーセントの販売率となっており、金額ベースで1,663万5,000円の販売となっています。

飲食券と商品券を合算した販売率につきましては66.6パーセントとなり、全体の3分の2が町民に販売されている状況となり、金額ベースでも6,660万円相当が販売され、これらが町内消費活動の活性化につながるものとなります。

また、利用状況につきましては、指定の金融機関で換金された商品券を週単位で回収し集計しているもので、4月4日現在で販売枚数に対して51.4パーセントが換金されており、金額ベースにおいては3,420万円相当が実際に使用され、町内商店の売り上げにつながっているものと考えます。

なお、先も述べましたようにプレミアム付飲食券につきましてはまだ在庫があることから、引き続き町民の方への購入啓発を行うとともに、飲食券、商品券の利用促進についても一斉放送や区長便など、さまざまな方法を利用しながら継続した啓発を行いたいと考えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

まあ、当初の予想どおり、商品券はじきに売れるんじゃないか、飲食券が残るんじゃないかと言われておりましたが、商品券を使って、今3,420万円でしたかね、使用されて、町内への商店、お店に還元されていって、みんなそこで消費を行っているという点では、私はいい税金の使い方だと思ってます。大変、住民もありがたいですし、商店も潤うという点ではね、コロナのときで大変なときにとっても助かっています。

ただ問題なのは、今もありましたけれど、飲食券の売れ行きと利用状況ですよ。コロナ問題がまだまだ底辺で漂っておりますので、住民の飲食券の活用は、ちょっと商品券とは一定距離があります。住民の皆さんも、飲食店への支援もできる限り協力をしたいと考えていると思うんですが、数人との飲食ですよ。それはコロナへの感染拡大につながる可能性が高いといわれておりますので、どうしても二の足を踏むのも事実ですし、行政としても、声を挙げて外食や宴会を推奨するという点は難しい面があると考えます。

町としても対策として少しありましたが、区長便を使ってとかですね、啓発するとありましたが、今回9月の広報の中にこういうチラシが盛り込まれてきて、ああ、まだまだあるんだなということも、もちろん住民の方に知らされてはおりますが、町としての対策ですよ。考えてることがまだまだ今のお話しでは細かい点はなくして啓発、お知らせでしたけども、もう少し踏み込んだ対策があつていいんだなと、私思います。

まあ、もちろん考えていると思うんですが、その点をありましたら伺います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

宮地議員の再質問にお答え致します。

今後の販売方法につきましては、住民にも周知しておりますとおり、9月末までは現状の販売方法で推進を諮りたいと考えております。10月以降につきましては、売れ残ったことも想定します。

販売期間を延長することも検討したいと考えています。また、販売内容についても検討することとしています。

それらの状況をかながみで、極力ですぐ完売するような努力をしたいと考えます。また、内容についても今、いろいろな住民の意見も聞きながら、まして、どんな方法で行ったら販売ができるのか。より住民のことを、使いやすい方法に変更するよう、また事業協議を行いですね、内容を変更して販売を考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

せっかく出てるプレミアム付飲食券ですので、できればね住民の方に還元されて、この町内で利用されたいと思う。そこはみんな一緒だと思うんです。

それで、内容についてもこれから踏み込んでいくというお話でしたけど。今、コロナ問題ではテイクアウトという言葉がですね、もう最初は何の意味かなというカタカナ語が出ましたけど、まあお持ち帰りですよ。このお持ち帰りは、飲食業の方へはまあ少しでも自分とこの売り上げを上げたいという必死な思いからここに力を入れてるっていうのが、最初のころすごくありましたね。ニュースでもね。

でも、今の飲食券ではテイクアウトには活用できませんよね。これをですね、何とかテイクアウトに活用できないかなという声が住民からはあります。というのがですね、外での飲食っていうのはかなり抵抗があっても、家に持ち帰って家族で食べるとか。また、友達同士が集まる所にですね、そういうものを取り寄せて自分たちで買って来て利用すると。そういうこともできないこともないです。

特に家族ではですね、買って来て食べたいなと思うときにテイクアウトが、これ使えるんであればどんどん利用したいなという、そういう声が挙がっておりますので。

ここで答弁は、どうでしょうか。答弁できたらお願いします。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

今、言われたテイクアウト商品への飲食券の使用拡張ということですね。についても想定しておりますが、あくまでも最終的には、ほかの内容等も含めてですね、そのいわゆる住民の声いうものを反映していきたいとは思いますが、事業協議の中では、最終的に計画等を協議した中で最終決断をして、決定していきたいと思えます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

もちろん今日ね、ここでやりますっていうわけにはなかなか、協議あつてのことだと思うんですけど。それはですね、早い方がいいと思うんですけど、いつごろの発表になる予定ですか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

最初に報告したとおりですね、9月末までは住民に方法を周知した上で、販売期間を9月末までということ周知しておりましたので、実施するのは10月以降ということになります、はい。

それまでに、いったん協議を済ませて結論を出したいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

そのとおりなんですけど。

じゃあ、例えばですね、10月初めぐらいにもう内容についても発表がありますよっていうのが大体分かればですね、今からでも買っとうかかない方も増えるかもしれないし、もっと金額が変わるわけじゃないじゃないですか。

そういうふうにして、できるだけ協力したいと思っています。だけど使う道がなければ、ただ買ってもね、なかなかいけないので、まあテイクアウトも一つの方法だし。また、いろんな方法を考えてくれるということですので、ぜひそれをお願いします。

それから、一つの方法としては、これも協議の中に入れてほしいと思うんですけど、一応12月31日までが使用期限ですので、できたら1月いっぱいとかですね、なればもっと広がるかなという。それはね、すごく要望はありますね。お正月にまあ感染状況が第3次になったりしたら、それは分かりませんが、やっぱお正月には少々外のね、そういうものテイクアウトなんかあれば、なおのこと使えますので、そういうこともあります。

そういうことも含めて、再度お願いですが、そういうことを入れていただけますでしょうか。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

お答え致します。

今、言われた使用期間の延長、それらも含めて検討を致します。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

それではカッコ2に移ります。

国は経済対策としてGoToキャンペーンを当初の計画より前倒しをして、コロナの収束のまだ見通しが立たないまま始めました。コロナ禍の影響は観光業、宿泊業、それに関連業者等への打撃は予想以上に大きく、また、長期間であるこの問題は先の見えない不安が続いていることは事実ですが、今のこの状況下では国が税金を使った支援策ですのでこのキャンペーンの批判の声も大いにあります。

しかし、経済対策として始まったこの制度、町でも早々とこのキャンペーンの取り組みは打ち出しておりましたが簡単に、沢山あるんですけど、どのような制度があるのか。

その点をお聞きします。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは宮地議員の、観光施策についてのご質問にお答えを致します。

コロナ対策として町が実施している主な観光施策、制度についてお答えをしたいと思います。

まず1つ目は、黒潮町内で宿泊や観光体験をしていただいた方を対象に商品券を付与し、誘客促進を図る施策でございます。

町内で宿泊や体験観光をしていただきましたら、宿泊の場合は2,000円、体験の場合は体験料に応じて500円から2,000円分の、町内で利用できる地域商品券を配布しております。

なお、現在は観光体験利用者のみを対象にしており、宿泊利用者につきましては、幡多広域観光協議会が実施している、はた旅クーポンを利用した後にこのキャンペーンに移行する仕組みとなっているため、間もなくはた旅クーポンの使用が終了するとの報告もいただいておりますので、今月中に利用が始まる見込みでございます。

また、本キャンペーンの利用者には、アンケートにお答えいただいた方に抽選で黒潮町の特産品を贈呈することにしており、一層の誘客促進とともに町内製品の活用を図ることとしております。

2つ目は、県内外の旅行会社に本町を旅行商品先として選んでいただくための旅行会社への誘客事業でございます。通常、旅行会社が造成する旅程の中に宿泊や体験、飲食店などが入った場合には、各事業者が旅行会社に対して10パーセントから15パーセント程度の送客手数料を支払うことになっております。コロナ禍の影響により、この費用の捻出が町内事業者にとっては大きな負担となっておりますので、その手数料を町が負担するとともに、旅行会社にはさらに10パーセントの手数を上乗せすることで、黒潮町内への旅行商品造成を促進していくものでございます。

また、その旅行商品が販売されやすいように、購入者特典として、旅行者には町内で利用できる地域商品券を旅程により1,000円から2,000円配布することとしております。

3つ目は、スポーツツーリズムの誘客を促進するための助成でございます。コロナウイルスの影響で遠征費用の負担、特に宿泊費用の負担が子どもたちを送り出す家庭にとって過剰になるという課題が生じていることから、その経済的負担を軽減し、これまでどおり来町を促すための助成でございます。宿泊費を一人当たり2,000円助成し、そのほかにグラウンド使用料、宿泊手数料、宿泊サポート料を助成致します。

以上が、主な施策の制度概要でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

とても細かく考えられて、制度を出してくれていると思います。

でもですね、これ全国でGoToキャンペーンというのをやって、実際旅行したいなと思う方は、北海道へ行っても何万安くなりますとかですね、沖縄へどうぞとか、いろんな島巡りとか、いろんな大きなあれが新聞広告へ載ったりしますので、なかなかですね、大変な所もあると思うんです。それでも、やっぱり何にもしないんじゃないかと町内でこうして頑張っているという点では、これがあつたら何があるってのを

なかなか覚え切れないところもあるんですけども、一生懸命やってくれてるということ、分かります。

それですね、じゃあ実際こういうのは出してるんですが、今言ったように全国的にもみんなが競争、全国が競争相手という点では大変苦しい面もあると思うんですけども、その実際の利用状況といたしますか、そういうところは、それから現状として何かありましたら教えてください。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは、宮地議員の再質問にお答えを致します。

先ほどお答え致しました施策のうち、黒潮町内の宿泊、体験施設を利用された方に町内で使用することができる商品券を配布する施策につきましては、8月1日より事業を開始をしております。

体験施設で約380人の方に利用していただいております、1,305枚の商品券を配布しております。

また、旅行会社に本町を旅行商品先として選んでいただくための誘客事業でございますけれども、新たな旅行誘致は7月から9月6日までの間に3つのツアー、35人を誘客しておるところでございます。

また、スポーツリズム参加者への宿泊費助成等につきましては、7月から8月の実績でございますけれども、31チームの方にお越しいただきまして、1,699人泊の実績となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

関連事業の方々も、それから当事者もですね、大変頑張ってると思うんです。お仕事されている方は死活問題ですのでね、大変だというお話もいろいろ聞いておりますけども。

実際ですね、このどうでしょうかね。コロナ以前と比べてやっぱり厳しい面があると思うんですけども。GoToキャンペーンの効果だけじゃなくて今の現状としては、コロナ以前と比べて何パーセントぐらいの回復といたしますか利用と言いますか、それ分かりますかね。大体のところですけど。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは、観光客の状況といたしますか、入り込み客といたしますか、そういったことのお答えをさせていただきますと思います。

観光客の入り込み客につきましては、対前年度と比較しますと、4月が39.4パーセント、5月が24.1パーセント、6月が70.8パーセント、7月が93.3パーセントとなっております、徐々に回復はしておりますけれども、やはり前年度と比べてまだまだというところはございますし。

また、業種別で体験観光事業者につきましては、7月でも17パーセントということになっておりまして、まだこれからその誘客をどんどん進めていかなくてはならない、そういった状況になっております。

宿泊業におきましては、8月につきましては61.3パーセントとなっておりますので、こちらもまだまだ回復ということに至っておりませんので、この観光における事業、これもまだ推進していかなければならないと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

コロナ禍というのはほんと全国的に、まあ世界的にですね大変な状況なんですけども、その中で一生懸命頑張っているという点ではですね、ほんと頭の下がる場所もありますし、大変だなという思いをですね、まあ本当に感じております。

宿泊料についてはだいぶ、7月なんかは93.3パーセントっていう点ではね、よう頑張っているんですねと言いたいところです。

本当にコロナが収まってくれることを願うばかりですけど、まあ冬になって第3波が来るんじゃないかといわれております。まあその点も心配ですがですね、そんなことばかり言っていられないので。

新たに町でも対策を考えてると思うんですが、それらがありましたらですね、ぜひここで教えていただきたいと思います。

議長 (小松孝年君)

暫時休憩します。

休憩 9時 25分

再開 9時 25分

議長 (小松孝年君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業推進室長。

産業推進室長 (門田政史君)

はい、失礼を致しました。

これから計画している事業でございますけれども、今年度におきまして既決の予算を活用させていただきますと、町民が町内旅行をした場合の助成金を創設することを計画をしております。助成金額は、1泊につき3,000円をキャッシュバックすることにしておりまして、旅程に体験観光が含まれる場合には、さらに1,000円のキャッシュバックが受けられる計画でございます。

国は、GoTo トラベルの宿泊割引、そして地域クーポン券と併用することで大変お得に町内旅行をすることができるといふ計画を立てております。

1泊2日、1万円の町内宿泊をした場合で試算を致しますと、GoTo トラベルで付与される2,000円の地域共通クーポン券を加味しますと、旅行者の実質負担額は1,500円となります。町内旅行の希望をご相談ただけでしたら、旅程の提案や事務作業の大半は観光ネットワークや砂浜美術館が行いますので、煩わしい作業はほとんどなく旅行ができるということになっております。

地域クーポン券につきましては10月以降の実施と決まりましたので、またそれに向けて取り組みをしていきたいと思っております。ただ、ただ今説明致しました町内旅行につきましては、旅行会社である砂浜美術館がGoTo トラベル事務局からの町内旅行の予算配分を受けられることが前提となっておりますので、その行方によりましてはまた計画を変更する場合もございますので、ご承知いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

宮地君。

9 番 (宮地洋子君)

かなりお得な町内旅行といえますか、そういうのを打ち出してくれているんですけど、最後に言われた

ように決定じゃないということですよ。ちょっと不確かな面があるということでしたが。

そしたら、それはいつごろ分かるのかということと。

せっかくいい案があってもですね、住民が知らないと利用ができませんよね。それでプレミアム商品券みたいに広報と一緒に配られてくるものか。広報の1ページにふっと書いても、なかなか中身までみんなが見るとは限りませんので。一番分かりやすいのは、これで幾ら幾らがお得で、ここへ電話してくれたら煩わしい作業は全部致しますよとかですね、大きな字で分かりやすいチラシを入れてくれたら大変ありがたいんですけど。

そういう計画はいつごろできるんでしょうかね。発表なるんでしょうか。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは再質問にお答えを致します。

まず、いつごろから実施かということでございますけれども、GoTo トラベルの事務局の方に申請をしてそれが受けられることという許可が、決定といいますか下りてからになりますので、今のところいつからというところが申し上げることができません。

もう一つが、その周知の方法でございますけれども、まず、利用いただけるのは各種団体であったりとかご家族といったことが想定されますので、想定されるような団体の所にまずご案内はさせていただきたいと思っております。

そして、一般の住民の方にももちろん周知の方させていただきますして、議員のおっしゃるように分かりやすい、簡潔な方法で周知をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

団体の方に中心にやるということでしたが、まあそれはそれで一人を対象よりもね、団体の方が利用数はやっぱり数だけじゃなくて、利用しようかなということがいろいろ可能ですよね。そういう点ではいい方法だと思いますが、まあ時期も分からないということでしたので。分かれば、今、室長が言われたように、分かりやすいチラシで住民の方にお知らせさせていただきたいと思います。

では、次にいきます。カッコ3番です。

新型コロナウイルスは高齢者や持病のある方、また、障害者の方々などは若くて健常者の方と比べると感染リスクや重症化するリスクも高いといわれております。福祉分野においても、町は独自に支援をして、困難を抱えた住民に手を差し伸べてくれてとてもありがたいと思っております。

既に4月、5月で終わった支援策もありますが、それらを含めてどんな制度があるかお伺いします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは宮地議員の、福祉分野への支援のご質問についてお答え致します。

新型コロナウイルス感染症に係る健康福祉課での対策としましては、経済支援を含めた仕組みとして、要介護、要支援者等への支援、障がい児者への支援。そして感染予防対策として、感染予防の周知、衛生

用品の送付および備蓄の推進と、大きく2つの支援を考えてきました。

実施してきたことの一部にはなりますが、関連付いた対策として考えてきましたので、そのようにご説明させていただきます。

まずは、経済支援を含めた仕組みとしまして、要介護、要支援者等への支援、障がい児者への支援です。この2つについては、新型コロナウイルス感染症の第1波のときに、国も県も感染拡大を止める方向で動いておりましたので、これまで福祉分野で行ってきた集って支援するという支援の在り方が大きく崩れることとなりました。特別支援学校が休校になったことにより、特別支援学校に通う児童生徒が学校に通えなくなり、居場所がなくなりました。併せて、障害の通所サービスが規模縮小したために、通所サービス利用者が行き場がなくなりました。そのため、障がい児者のそれぞれの居場所の確保が必要となりました。

居場所につきましては、子どもが学校を休むため保護者も仕事を休まなければならない、そういうことを受けまして、子どもに付き添う保護者の精神的、身体的な負担への応援給付金も用意をしました。

これは介護サービスも一緒に、通所系のサービスは利用者本人が動くことができるため、外部との接触は大いにあります。そのため、通所事業所が一番感染リスクが高いのではないかと結論に至りました。そのころ全国的にもデイサービスでの感染等も報告されておりましたし、高齢者は基礎疾患がある方が多いため重症化リスクが高いといわれておりますので、通所系の介護サービスを止める必要があるのではないかと考え、規模縮小が必要と判断をしました。

しかし、そもそも介護保険のサービスはサービスが必要な人に必要なサービスを提供するためのものですので、通所サービスを止めるためには、まずは本人および家族の了承が必要ですし、介護支援専門員のプランの調整、事業所の運営はどうか等々、事業所、利用者、介護支援専門員の3つの視点を併せ持った支援を実施致しました。そして障害、介護保険、双方ともにその現場で支援いただいているスタッフの皆さんには相当なストレスが掛かっております。

三密にならないことを意識していても、密集は防げたとしても密接、密閉を防ぐことができない場面も多いです。それでも感染リスクを最小限にできるよう、ご自身の行動を制限し利用者さんのために頑張ってくれているスタッフの皆さんを何とか応援したいとのことで、応援給付金を支給するようにもしております。

感染予防対策としましては、マスクや消毒液が店頭から消えたときに必要数を事業所等に配布し、感染防止対策を依頼し、また、住民の皆さまや事業所の皆さま、ご来町者の皆さまに感染予防の周知を図ってきました。

また、感染症の今後への対策としてご家庭でのマスクの備蓄もお願いしたく、まだまだ箱のマスクが購入できない状況もありましたので、お申し込みいただいた住民の皆さまにマスクを購入していただくようにしました。併せて介護、障害のサービス事業所様には、国の交付金を使って衛生用品の備蓄も勧めたいとの周知も図っております。

また、あったかふれあいセンターが感染リスクを負いながらも訪問をやめず、距離を保って顔を見に行く、そういう関係を続けてくれたことは、住民の皆さまにも心強く思えたでしょうし、頼もしく思えたのではないかと思います。

町が独自で行っているものとしては、デイサービスの規模縮小要請を行ったことに係る事業費の減少分を2分の1助成する事業。そして、デイサービスを規模縮小して営業するため利用日数を減らすことについてご協力いただいた利用者の皆さん、またはそのご家族の負担の増加に対する在宅手当。そして障害、介護サービスに従事する職員への応援給付金。最後に、生活福祉資金申請時に住民票が必要となりま

すけれども、住民さんへの負担は求めず、社協が手数料を支払うことへの助成事業となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

実際に要支援、要介護の人、また障がい者の人とかですね、この福祉施設を利用しなきゃならない利用者さんへの支援と比べて、支援とそのほかにその保護者さん、それからそこで働くスタッフに対してでもね、かなりきめ細かい支援が、私は取られてるんじゃないかなと思って。今お聞きしててですね、大変ありがたいなと思ったんです。

確かに、今、うちのお母さんはあったかには行っておりませんが、そこを利用してる方があったかなくなると大変だと、よく言っていたんです。それが、うちは行ってえいから助かっているわってという声は本当にお聞きします。

またほかにもですね、もっと元気な方は、なんちゃあないなってあったかにも行けなくなったし、ミニデイですよ、ふれあいサロンもないな、もう家にばかりおるけん私はぼけてしまうって、こうおっしゃってる方もおるくらいですね、地域のミニデイもなくなったんですよ。今は始まりですけど。そういう点では、いろいろコロナ禍でお困りの方がいる。特に要介護、要支援の方、それから障がいがある方。そういう所に従事している方は、本当大変なご苦労の下で今回を過ごしているなというのが、今のお話を聞いて大変よく分かりました。

そうなんです、そこ、実際皆さんがこういう支援がありますよということをですね、町の独自支援もかなりきめ細かく今知りましたが、そういうことを知ってないとなかなか利用できないと思うんですが、そのへんの周知方法ですよ、それは取り残されている人がいけばいけないと思うんですが、そういうことはどうでしょうか、ちゃんと周知できてるでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは、宮地議員の再質問にお答え致します。

障害をお持ちの皆さまには、担当者の方から連絡をさせていただいております。

要介護認定、要支援認定をお持ちの皆さまには、担当の介護支援専門員の方から連絡をさせていただいております。

また、役場の方でも、国保連とのやりとりをするシステムがございまして、そちらの方で給付実績等で確認もできますので、漏れがないように対応をさせていただいております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

漏れがないように実施してるという点ではですね、大変きめ細かなことをご苦労があると思うんですけどやっけていただいていると点では、ほんとにありがたいなと思います。

それではもう大体出しましたが、その利用状況と課題がまだあるとしたらですね、どういう点があるのか、その点をお聞きします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

これまでの利用状況としましては、実績が出ているものは、デイサービスの規模縮小に伴いサービスの縮小を了承してくれた方119人に対して、在宅手当を支給できた部分となっております。

7月末までに申請を受け付け、8月末までに117名の利用者一人1万円、合計117万円の支給が完了しております。残りの2名については、辞退された方と対象期間前にお亡くなりになっていた方ですので、支給すべき方には全て支給済みとなっております。

また、障がい児の支援につきましては、既に自主団体が子どもたちの受け入れ場所づくりを始めてくれておりまして、昨年よりも交流の回数を増やし、第1波のときのように受け入れ場所がなかったということがないように、関係づくりに取り組んでくれております。そこに対して補助金10万円を交付し、活動を支援しております。

そのほかについては、まだ実績として挙がっておらず、対応中の事業となっております。

課題としましては、やはり今後に向けた対策になろうかと思われま。全国的にはまだまだ感染者が確認されておりますし、高知県内でも毎日とはいかなくても感染者が確認をされておまして、9月10日現在で、県内で入院治療を要する方は7名となっております。

現在、今後の感染症対策としてどのように考えていくのか、黒潮町新型コロナウイルス感染症対応の目安というものの作成に取り組んでおります。作成する中でも協議を重ねておりますけれども、第1波のときのように規模縮小要請が必要となった場合の経済支援は、既に予算化はしております。再度規模粛清要請をする時期については、まだその目安が出来上がっておりませんが、その目安が出来上がりましたら目安を基に、個々に協議し判断していくことになろうかと思われま。

今後も役場だけではできることが限られますので、住民の皆さまと事業所の皆さまにご協力いただきながら、一緒に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

今後に向けた対策も目安に取り組んでいるということで、大変ありがたいことだと思っております。

前町長がですね、黒潮町で一人も感染者を出さないんだっていうことをすごく言っててですね、そのためにはもう、健康福祉課長なんかすごい大変な思いをしたっていうことをおっしゃってました。そういう点では本当、課長もちろんですけど役場の職員さん皆さんはじめ、もちろん住民の方、それからこの施設に従事しているスタッフの方々。そして利用している方々も、みんなそれなりに我慢をしながら、そして今のコロナ禍をですね、みんなで乗り切っていくという点では、その先頭に立ってくれてるという点では、言葉だけじゃなくてその支援策、ねえ、やっぱりお金の支援策がないと、生活が成り立たなければ大変です。そういうきめ細かいとこまでやっていただいているという点では、この場を借りて本当、皆さんに感謝もしたいですし、また今後もですね、ぜひ一人の感染者も出さないために私たちも含めて頑張りますので、健康福祉課長は大変だとは思いますが、職員さんの皆さんと一緒に頑張ってください。ありがとうございます。

それでは、次の4点目に移ります。

教育分野についてです。教育分野についても、もういろんな支援策がありました。町独自の支援策ももちろんありましたが、その点についてですね、大体聞くことはおんなじようなことになりますけども。

この大変な状況を踏まえて、町独自の支援策を含めてですね、まずは教えてください。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは通告書に基づきまして、宮地議員の、町独自の支援事業の利用状況についてお答えをさせていただきます。

教育分野におけます町独自の支援策は、黒潮町在宅保育支援金と黒潮町在宅学習支援金、そして黒潮町在宅就学支援金を実施しております。これらの支援金制度の概要と、そして取り組み状況について簡単に述べさせていただきます。

まず、黒潮町在宅保育支援金は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保育所などの登所の自粛を要請する期間に在宅保育を実施した保護者に対しまして、在宅保育に係る経済的負担軽減の支援をするために支給を致しました。対象者は、町内に住所がある児童の保護者で、町外の保育所などに入所している児童も対象となりますが、児童一人につき1カ月2万円を限度として1日1,000円を支給致しました。6月19日現在で、129人に対して46万9,000円を振り込みを致しました。

次に、黒潮町在宅学習支援金についてでございますが。新型コロナウイルス感染症防止対策のため黒潮町内の小中学校を休校したことに伴いまして、在宅での自主学習を余儀なくされた児童、そして生徒の保護者に対しまして、学習に必要な費用の支援をするために支給を致しました。対象者は、5月1日現在で町内の小中学校に在学する児童、または生徒に対しまして実施致しました。

一人につき1万円を支給致しております。5月29日に、対象者571人全員へ総額571万円を振り込み致しまして完了致しました。

そして、黒潮町在宅就学支援金でございますが。新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休校により自宅での学習や遠隔授業を余儀なくされた児童、生徒、学生、またはその保護者に対しまして、5月11日から支援金の申請受付を開始致しました。対象者と支援の金額は、5月1日現在で町内に住所がある児童、生徒、学生のうち、町外の小中学校に在籍する児童生徒につきましては一人当たり1万円、高校生一人につきまして2万円、自宅から通学する大学生などに対しましては一人につき2万円、自宅外から通学する大学生等につきましては3万円を支給を致しております。

9月1日現在の申請者数は433人でございます。対象者は504人と見込んでおります。前回の濱村議員への答弁につきましては、6月8日現在で528人というふうにお答えをさせていただきましたが、再計算を行いまして絞り込みまして減少致しております。

申請率は85.7パーセントでございます。申請者の内訳につきましては、小学生が3人で、未支給者につきましては0人でございます。それから中学生は22人、中学生に対しましても未支給者は0人でございます。それから高校生は244人、残り6人がまだ申請をされておられません。大学生は163人、残り66でございます。大学生につきましては、これは見込みでございます。

9月10日現在の支給総額は432人分でございます。997万円を支給しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

教育委員会の方でも大変きめ細かい支援とともにですね、今お聞きしましたら、どのように周知していますかというのを聞こうと思いましたが、全員に言ったというのもありましたし。

残っているのが在宅就学支援金ですね。これは小学生なんかはもう大丈夫ですが、高校生 66 人ですかね。大学生が 66 人残っているんですね。まあ大学生は見込みということでしたが。大学生はお金も、自宅から通ってる人が 2 万円、自宅外が 3 万円ということで、まあ 1 回切りの支援ではあっても大変ありがたいなと思ったんです。

それはですね、四万十市の方が黒潮町でこういう支援があるがやけど、金額分らないので、こういう支援があるあるらしいけど教えてくれないか、四万十市はないんだけどって聞かれたんです。それで私も詳しいこと分からなかったの、前に配られましたこの用紙を調べたら、ああ、黒潮町ってこういう細かいとこまで支援してたんだっていうのを初めて知ったんですね。何となく頭には何かあったなっていうぐらいのもので、こんだけ裏表支援策が載っておりますのでね。もちろん全部は覚え切れません。何かあるなっていうくらいで、で、今日お聞きして、本当に皆さんきめ細かくやってくれているんだな。何度も言いますが、ありがたいことだと思っております。

それで、大学生の方はかなり苦労があるというふうに、全国的にはですよ。アルバイトをしたくてもできない。それから、下宿先借りてるんだけど、そこに行けないけど下宿代は払わなきゃならない。授業は受けられない。そういう点で困窮してるっていうお話をよく聞くんですが。

この 66 人の方は見込みとは言いましたが、高校生も含めてですね、この支援が行き届いてない方に対してはどのように今後対策取っていかれるのでしょうか。

議長 (小松孝年君)

藤本教育次長。

教育次長 (藤本浩之君)

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

まだ未申請の方への申請につきましてどのようにするかというご質問であったと思います。

高校生の部分の皆さんに対しましてはもう既に実施はしておりますけれども、申請に当たっては在学証明書の発行が必須ということになります。従いまして、その在学証明書を発行する側の高校の方にですね、未申請の方の部分のことに問い合わせ致しまして、それでなお周知をさせていただきたいというふうに思います。

大学生につきましてはその点ちょっと、非常に困難なところがございますので、やはり関係をする方一つ一つ問い合わせして、個別に対応をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

大変困難な面もあると思います。それで個別に対応していただけるということでしたので、お忙しいでしょうが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

これで 1 番の質問を終わります。

大きい 2 番についてです。国保税の減免についてお伺ひします。

コロナ対策の一つとして、国保税の減免制度があります。まあいろんな支援は今、各分野から支援策をいろいろと説明していただきましたけども、国保税の減免についてはピックアップして一つの枠で取り上げました。これはですね、内容によってはもう全額免除になる方もおいでますし、かなり住民には手厚くされた支援制度だと思います。

住民の皆さんがですね、こんな制度があることすら知らない人がいるのではないかなと、そういう心配もしています。先ほどの大きな1番の中では、周知方法も大体すごく徹底されてて、かなりきめ細かいことができておりましたが、これはですねこれから制度を説明していただくんですけど、制度がややこしいこともあってですけど、知らない人がいるんじゃないかなと心配しておるんです。

まず最初ですね、この国保税減免制度を簡単に教えてください。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（川村一秋君）

それでは宮地議員の一般質問の2、国保税の減免についてお答え致します。

まず、どのような制度かについてお答え致します。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民健康保険税の納付が困難となった世帯に対して、国が定める基準に基づく国民健康保険税の減免を申請により行っております。

申請期間は、令和2年6月11日から令和3年3月31日までとなっています。減免対象保険税は、納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの国民健康保険税となります。健康保険税の減免対象となる世帯と減免額については、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者は死亡、または重篤な傷病を負った世帯は、保険税が全額免除となります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生活維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、また給与収入等の事業収入のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少することが見込まれる世帯となります。ただし、昨年の所得の合計が1,000万円以下、かつ前年の所得で減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の所得が400万円以下であることとなっています。

所得に応じての減免割合により保険税の減額を行うこととなります。主たる生計維持者の前年の合計所得金額が廃業、失業、300万円以下であるときは、対象保険税額の全額10分の10、400万円以下であるときは10分の8、550万円以下であるときは10分の6、750万円以下であるときは、10分の4、1,000万円以下であるときは10分の2の減免割合となります。

減免額は、該当世帯の被保険者全員の算定した保険額に世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年度所得を乗じて、主たる生計維持者および該当世帯に属する全ての被保険者の算定した前年の合計所得金額で割って得た対象保険額に、先ほどの減免割合を乗じた金額となります。

申請に必要な書類と致しましては、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の場合は、死亡診断書または医師による診断書の写し、事業収入の減少による世帯の場合は、主たる生計維持者および同一世帯の被保険者全員の令和元年分の確定申告書または源泉徴収の写し、そして、主たる生計維持者の令和元年1月から申請する日までの給与の証明書または収入が確認できる帳簿の写しなどとなります。

事業の廃止または失業の場合は、公的に交付される書類であって事実の確認が可能なもの。主たる生計維持者による申立書および事業主による証明書となっています。何らかの理由により書類の掲示ができない方には、掲示できない理由の記入および町担当者の聞き取りにより判断となります。

持参していただくものは、申請者の本人確認ができるもの、認印などとなっております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

大変、内容聞いただけでは分からない、難しい、ややこしいという印象を持ったんですけども。

これ、住民への周知方法を通知報告に書いてありますけど、周知方法とですね、現在の申請者数は何件あったでしょうか。

そして、この申請された数は多いと思われませんか。それとも少ないと思われませんか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（川村一秋君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

周知方法についてはですね、国民健康保険税の納入通知書の送付時に新型コロナウイルス感染症の影響による減免の内容を記載し、チラシを同封し、国民健康保険加入世帯に全戸配布を行っております。

また、広報くろしお7月号で、新型コロナウイルス感染症に対する支援策の一つとして掲載を行っております。

それから、次に利用状況について。9月3日現在で7月の納税通知書の発送以降は、電話での問い合わせが平均で日に1、2件の問い合わせ等があります。相談相手の名前等を聞いている具体的な相談件数は18件で、うち、実際の申請件数は6件となっております。

それと、申請利用状況が多いか、少ないかという判断ですが。問い合わせが平均で1、2件ある中で、具体的にお名前を聞けた方が18件、そのうちの6件ということで、件数的には少ないように思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

周知方法ですけども、納付書と一緒に国保に加盟している方には送ったということと、広報にも掲載してると言いました。

今、課長が説明ありました。これは課長にももらったものですけど、こういう用紙が確かに入っては来たとは思んですけど、なかなかこれ読んでも難しいですね。分かりづらいですね。だから送りましたよというだけでは、知らせては確かにあるかもしれませんが、通じたかどうかという点ではね、心配します。

それで、このホームページへのアップというのが黒潮町ではできてないんじゃないかと思うんですが、それは今後する必要があるんじゃないかなと思うんです。ほかの自治体では、記入方法も含めて住民にお知らせをしているところがありますので、ぜひホームページでのアップもお願いしたいと思います。

コロナ支援というのはもう、急に降って湧いた問題に対する支援ですね。で、しかもいつ収束するか分からない。これが2年も3年も続く災害になるかもしれない。そういう明確では全然ありませんので、事業をやっている方とか仕事に影響をしている方々にとっては先の見えない、見通しも立てづらくて不安の中で毎日を送っていると思います。

収入が減った暮らしっていうのは、国保税を払うことにも頭の痛い問題だと思います。それはもう課長

の方が大変分かってると思いますが。この制度はですね、そういう中でコロナ禍で困ってる、困窮してる住民にとってはとってもありがたい制度です。大事なことは今まで、先ほどの1番のところで私が言ってきましたけれども、該当する方には誰一人取り残さないようなですね、全員にこの内容が知らされていく。しかも、ただ送りましたっていうんでは本当に知らせたんじゃないくて、もっと分かりやすくできたらですねあったらいいなと思うんですけど、これ全部はみんなに説明するということが難しいんですから、本当もちろん問い合わせが必要ですけども。どういうふうにしたら本当に困ってて支援が必要になってる人にこちらの思い、せつかく国が出してくれてる支援制度をお知らせすることができるかという点ではですね、私は工夫が必要かなと。まあホームページアップもそうですけど。

というのがですね、10万円の交付金は大きな宣伝もありましたし、もちろんお金を皆さんがもらえるとということで周知はされておりまして、それでも一人も取り残さないんだっていうことで、青木課長からの答弁にもありましたが、一生懸命頑張ってこられたと思うんです。

黒潮町の本当一番良いモットーはですね、津波でもそうですけど一人の犠牲者も出さないっていうのが前町長の掲げた大事な目標ですので、いろんなこともですね、少々の弱者はいいんだとか、障がい者や高齢者は仕方がないんだっていうんじゃないくて、一人も取り残さないっていうのがね、もう行き渡っているなって私は思っているんですよ。

それで、その国保税の減免っていうのは、大変緊急性があります。困ってますので、で、特別な支援だっていう通達をね、それぞれ頭の中に入れてもらいたいんですが。

まずはですね、再度の通知が必要じゃないかなと思うのと、ホームページのアップを求めますがどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（川村一秋君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

再度の周知、国保加入者の方にいうことですので、またそれは行いたいと思います。

それから、ホームページへの掲載ということで、今後、行いたいと考えます。

それとですね、今後の周知とちょっとしてはですね、他課、室でですね、事業所なんかへ今から、産業推進室とか海洋森林課とかが各事業所の方を訪問するような予定があるようですので、そのときにですね、国民健康保険税のまあこの減免の制度を、パンフを持って行っていただいてですね、情報提供ということで周知を図っていただくように考えております。

それとですね、ちょっと自分たちも一度ですが、全員の方にパンフを納付書と一緒に送ったというところもあって、周知をどのようにしてたということで今日は取り上げていただいて、こういう場ですね周知ができるということも良かったなと思うことですね。

それから、新型コロナウイルス感染症により経済的に何らかの影響が受けられてる方はですね、お気軽に町の方の住民課の方へご相談へ来ていただきたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

今、課長の方から、ホームページにもアップしてくれるということですが。

事業所へ訪問するのが産業推進室でしたか、あのへんが回るというのでそこへ頼みたいということでしたけど、私はできたら一緒に、大変でしょうけど回ってですね、事業者さんが大体該当するところある程度分かると思うんですけども、申請者がただ今、たった6件しかないわけでしょ。うちはまあ四万十市とか宿毛市とか、もちろん高知市とかに比べたら、自営業のお店を持っている人は少ないですけども、そういう所はすごく該当するんだって、宿毛市の方がおっしゃってたんですね。

ある程度該当する所も分かるんじゃないかと思うんですけども、たった6件の申請書じゃなくってですね、本当は先ほども言ってますけど一人も取り残さないくらいですね、この制度をお知らせできる工夫、工夫が必要だと思うんです。で、人にお任せしないで、大変でしょうけれどもぜひそこをしていただければなと思います。

それで、何度も言いますが皆さんが知った上で申請されないと、後から減税になったのかというんでは、町民に対して大変申し訳ないですね。

その、この減免制度の財源というのは町が負担するんですか。

お聞きします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（川村一秋君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

減免の財源についてということですが、減免の財源についてはですね支援措置があります。国の方の。国民健康保険税の災害等臨時特別補助金と特別調整交付金の、両方合わせて10分の10、全額の補助となります。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

分かりやすく言えば、全額国が出してくれるわけですね。町は1円の負担も要らないという点では、大変有利な支援制度だと思います。まあ、それだけ国もですねコロナ禍に対して、厚生労働省ですかね、やってくれてるわけですね。だから、こういう制度は利用しないと本当に、利用してこそいいと思うんです。

減免の条件に合う町民にはですね、先ほども言ってますけど、漏れなく申請をしてもらう。これが大事だということで、大きな高知市なんかもすごくそこを頑張ってやってられますけども。そのこと自体はですね、町民の暮らしを支援することにもなりますし、町にとってもですよ、徴収率がアップにつながりますよね。払えないで困っている人がいるわけですから。それを申請さえすればですよ、該当する点では国が全部払ってくれるわけです。該当する人はですけどね。で、その申請漏れが多いとですね、町民の苦しみもまた増えてきますし、財政的なデメリットにも増えるという点では、汗をかきますけど、大変ですけど担当課は。ぜひそこでね、工夫をしながら頑張っていたきたいというのがもう一つですね。

この申請用紙ですが、大変面倒くさいと思います。これは、うちの申請用紙を見せていただきましたけど、12カ月のあれをずうっと書くとか、それがかなり大変ですね、一年間のね。そうじゃなくてですね、一番低いときの1カ月の収入を出して、それに12を掛ける。まあ12か6かちよっと、宿毛市は12と書いておりましたかね。そういう見込みでいいということですね、国会答弁があるんです。だから実際、横

浜市とか京都市なんかはそれでやってますし、もちろん宿毛市でもそれをやっています。だから宿毛市では、判子さえ役場へ持っていったら、もういろいろ手続き役場の職員さんが親切にしてくれて大変助かったという声が上がってますけども。やっぱりそこまでですね、大変ですけどそこまでやってあげて、住民の支援ですから、ぜひですね力を尽くしていただきたいと思うんですけど。

その申請用紙ですね、町の負担もないわけですから。申請減免はね、ないわけですからですね、1カ月の収入でいいんですから。それは県議会でも、そういう答弁は来ております。調べていただければいいですが。

そして、見込みは、それよりも実際は現実には見込みよりも多かったとします、収入がですね。1年間の見込みが多かっても、それは戻してくれとは言わないっていうのがですね、厚生労働省の国会答弁がちゃんとありますので、もう見込み1カ月間の一番低いときの収入を掛ければですね、減免ができるということになってますので、ぜひですねそういう先進的な事例ももう少し調べて、分かりやすく、こういう制度がありますけどどうですかっていうのを一緒に事業所なんかへ出向いてですねぜひ、今からでも遅くないですから、宿毛市のようにですね申請用紙が簡単に、しやすいように。この用紙、これ見てもね、これ見ても本当に分からないです。正直言って。ややこしい。持って来る者もややこしい。自分がどこに該当するか分かりづらいという点では、心ある方、それが大変だと思う方は問い合わせもしますけども、そこまでやっていただきたいと思うんですが。

そのへんは課長、どうでしょうか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（川村一秋君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

申請用紙とか見込み、今年新型コロナウイルスによるですね、収入の見込みということで1カ月で見込みを立てては、そのとおりと通知も来てますので、そのとおりでいいと思います。

ただ、7割減の対象の収入はですね、年収と1年間の、去年の収入から3割減というところで、今年の見込みとしては一番低いとか、影響があった1カ月の収入で見込みを立てることは構わないということです。

ただ、申請でもですね、ちょとなかなか専門用語とか所得とか収入とかいうところもありまして、一応まあ今はですね申請書を、必要書類を送っていただいて対応も可能ですが、申請書がなかなか難しい所も分かりにくい所もあるということで、来庁していただいてですね、できれば減免申請の書類とか、去年の確定申告の書類とか、売り上げ状況の分かる資料を持っていただいたらですね、担当職員と一緒に申請書を作成してですね、申請をしていただいているような状況です。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

この申請方法ですけどね、もちろんこの用紙どおりにいくと、昨年度の1年分の収入に合わせて今年度1年分が3分の1減るという証明というふうになってますけど、先ほども言いましたように国の方も大変緊急性があるし、3割減になった人はみんな救わなきゃならないということを国が言ってくれてるわけですから、申請用紙を1カ月出したらですね、一番低いとこに1カ月の間にね。まあ、今年の2月からでし

たかね。出したら、後は見込みでいいって言っているわけです。12カ月書かなくても。それで、その見込み分よりも増えてもですね、現実、今度1年過ぎてみたら増えても構わないって答弁してるんです。だから、調べてもらった方がいいですけど。そこまで踏み込んでる事例がもうありますので、今までどおり普通の減免制度のおんなじような感じで住民が来たら対応するんじゃなくてですね、今回大変ですけど、忙しい中ね。大変ですけど、これは今のある問題で、今、コロナ禍で大変なことに対して国がここまでやってくれてますからここまで面倒見ますよという一つのもので、まあ言うたら大げさですけど覚悟みたいなものがないと駄目だと、私は思ってるんです。

で、今までどおりとおんなじ減免のやり方だと、1年間の収入がなかったら不公平になるとかいうふうなちょっとお聞きしましたが、そうじゃなくて大丈夫だって言ってるわけですから、そこをぜひ調べてですね。私が言うても信じないかもしれません。調べてですね、それで申請用紙を宿毛市は実際やっているわけですから問い合わせしてですね、書いてありますよ、宿毛市の申請用紙には、非常に簡単なのが。そこまで住民に寄り添ってやっていただきたいです。もうどこの課でも今お聞きしたようにですね、大変ご苦労なさって、いろいろと手だてをやってくれています。もちろん税務課がやってないということじゃないです。

でも、このコロナの減免については特別なので、ぜひやっていただきたい。特に私たちの町は国保に加入している方は3割ですけど、大変困窮している、所得がそんなに多くない人が国保に入るわけですよね。社会保険でもないし、国保税高いですから大変困ってますんで、そこはですねそこまで踏み込んで、踏み込む覚悟がないと、工夫もないとできませんので。

課長、そのへん一言どうですか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（川村一秋君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

今、宮地議員から宿毛市さんが様式、ひと月でやってるというような様式でやってるということですので、またそこも問い合わせをしてですね、参考にしていきたいと考えます。

ただ、先ほど制度でも申したように、前年の1カ月と今年の1カ月、それを対象ではなくてですね、あくまでもやっぱ年収ということは制度上決まっていますので、ひと月だけの比較で3割ではなくて、今年の収入の見込みを立てるときに、そのひと月の分を参考にすることになります。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

まあ課長も宿毛市にお聞きして調べていただけるということですので。

基本は、いかに住民がですねこの制度が対象者全員が利用できるかという観点は一緒だと思いますので、ぜひですね大変ですけどそこに立って、今、私がいったことはここですぐ決断、はいやりますとはならないかもしれませんが、ぜひお願いしたいと思います。

それからですね、これは国保税の減免対象になっている方は介護保険とか後期高齢者の方も減免対象なってる方が、関連してる方がかなりおいでますよね。年齢的になりますと。それらの課と連携してですね、まあ役場に来て、今、申請者が6人ということですから大変少ないんですけども、役場に来た人たちにで

すね、国保税も減免ですけど、あなたの場合は介護保険や後期高齢者も減免なりますよっていうことをです
すね、ほかの所では案内してるそうです。

そういうことは、黒潮町ではやれてますでしょうか。

もしできてなかったら、それが今後できますでしょうか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（川村一秋君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

住民課の方へ申請に来た方はですね、横の連携を取りながらですね、ほかの課にまで案内をしております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

ぜひそこでもすね、きめ細かくやっていただきたいと思います。なかなか住民の方ってね、どこまでが対象になってるか本当に分からないんです。特に高齢になると。だからそういう親切は大事なことだと思いますので、お願いしたいと思います。

この点では最後の質問になりますけども、資格証明書の発行というのが国保税ではありますが、これは資格証明書が発行されますと、病院行ったときに全額治療費払わなきゃならないということになります。そうなるですすね、もし具合が悪くて熱があつて、もしかしたつていうふうに疑つてもすすね、なかなか全額払うことが大変だから、速やかにこう診察、病院に行けないという、そういう心配も出ますが、今回、コロナ対策は特別ですので資格証明書を全員の方にすすね、そんなに多くはないと思うんですが短期証へ切り替えてすすね、そういう方法は必要じゃないかなと思うんですが。必要なときに病院に行ってもらつと。

そうでないと、もし感染してて病院行かないで重症化するとか、知らないままほかの人にうつすことがないとも限りませんから、そういう対策も取るべきじゃないかなと思うんですが。

そういうことはどうでしょうか。お願いできませんか。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（川村一秋君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

新型コロナウイルス感染症により資格証明書から短期被保険者証への切り替えという、感染拡大防止のためにいうところですが、議員もご存じのように町としてはすすね、現在、その切り替えを行っていない状況です。

やはり基本的には、やっぱり相談および保険税の一部納付によりすすね、資格証明書から短期被保険者証に切り替えることが基本と考へます。

しかし、保険税の一部を納付もちょっとできにくいという方で、新型コロナウイルス感染症の疑いで医療機関を受診したい相談があればすすね、感染拡大防止のため短期被保険者証の更新を柔軟にするように対応を致します。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

規則は規則ですからなかなかね、何でもかんでも緩めていいというもんではもちろんないです。

ですから、いろんな規範を守っていくのは大事なことです、今言ったようにコロナっていうのは大変特別な災害ですので、資格証明書になってる方が来たら、そこで話し合いだと思うんですけども、幾らか納付していただいて短期証明書にすぐ切り替えてもらうということで良かったですかね。そういうふうに言われましたかね。

すいません、もう一回お願いします。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（川村一秋君）

それでは宮地議員の再質問にお答え致します。

今の相談があればですね、新型コロナウイルスの疑いで病院へ受診したいという相談があればですね、感染拡大防止のためにですね、短期被保険者証の発行を行います。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

大変しつこくて、すみません。

感染症の疑いがある、コロナの疑いがあるだけじゃなくて、具合が悪いというあれがありますよね。そういうときに感染症かどうか分からないですよ、熱があるだけでは。だから、なかなか役場へ来づらいですよ。自分がお金を払ってないっていう負い目もありますから。だから資格証明書の方には今回はそんなに難しくなくて、もちろんお金は納めてもらわなきゃならないんだけど、大変な時期ですから短期証明証もね、こういう場合にちゃんと発行できますからということ。本当は納めてもらわなきゃならないんですよ。分納でいいですから払ろうてくださいうお話をしなごうですね、そういう手の差しのべ方もね、今の時期についてはしていただきたいということで。

もう答弁要りませんが、ぜひそういう点でもよろしくお願いします。

2 番を終わります。

3 番に入ります。

妊産婦医療費の助成を求めるということで、お伺いします。

この制度については昨日陳情が出ましたので、またその点は後に触れます。

この妊産婦医療費助成制度っていうのは、妊婦健診が 14 回無料になりました。それと健診後の精密検査。それとは別にですね、妊婦さんが病院にかかるときの医療費を助成する制度です。昨日の濱村議員の賛成議員の中で内容分かってくれたんじゃないかと思うんですが、この妊産婦医療費助成制度っていうのは、子どもの医療費助成制度と同じものです。妊婦さんは、妊娠して 10 カ月は生まれてくる新しい命に対して全責任を負っています。

体験した方は本当に分かっておりますが、自分の体はですね、日に日にもう動くのが大変になってくる

わけですが、そんな中で生まれてくる新しい命への期待と不安の交錯する、とても特殊な環境下にあります。その上に、今年はずね、この新型コロナウイルスへの感染という新たな心配事が増えました。今後まだまだ油断のできない、油断の許さない状況下にあります。

幸いですね、専門家によりますと、新型コロナウイルスの感染は妊産婦に対しては感染率や感染後の重症化の頻度が特に高いことはなくて、お腹の子どもへの感染率も高くないということがいわれております。この点ではとても安心しましたが、それでも妊婦という特殊な環境下にありますと、新型コロナウイルス感染に対して精神的に大きな不安の中で暮らしていることと思います。本人も含め家族や周囲も大変気を使っていることと思います。また、コロナの影響はですね、里帰り出産もままならないし困難だと思います。親元での出産は、私も札幌からこちらに帰って出産をしましたけども、お産の先輩たちも周りにいっぱいおられますし、とても安心しました。妊産婦さんにとってはとってもいい環境だと思います。コロナは里帰り出産もままならなければ、そのためのストレスも多くて、産婦人科医以外に病院にかかる頻度も高いと考えられます。妊婦の精神的、経済的な負担には大きなものになるのではないのでしょうか。

また、近年はですね、結婚の高齢化が進みまして、妊産婦年齢が高齢化しております。その点で合併症の頻度も高くなり、その他の保険診療の受診が必要になる妊産婦さんが増えているそうです。少子化対策は今では誰もが必要だと思う大事な政策になっておりまして、工夫を凝らし、手厚い支援が全国で進んでおります。子どもの医療費助成制度に続き、生まれてくる一歩手前の子どもへの支援を求めるものです。

陳情書は県に対してでしたけども、町独自でこれをしていただきたいというのが私の質問ですが、いかがでしょうか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは宮地議員の、妊産婦への医療費の助成を求めることについてお答え致します。

まず初めに、現在、黒潮町で行っております妊産婦さんへの医療に係る助成事業について簡単にご説明させていただきます。

町では、妊産婦に対し妊婦一般健康診査受診票 14 回分を交付するとともに、妊婦一般健康診査により精密検査が必要と認められる妊産婦さんには、妊娠精密検査診査受診票を交付し、支援をしております。さらに、出産時、出産育児一時金の 42 万円を交付することとなっており、これら助成を行うことにより、妊産婦の皆さまへの支援を行っております。

国保加入者にはなりますが、病院に確認をしましたところ、出産育児一時金の 42 万円以上に出産費用が必要となっている方は個室に掛かる費用が多く、また妊娠時は月 1 回以上の健診を受けられますので、早急に新たな助成制度が必要とは考えておりません。

ただし、宮地議員言われますように、晩婚化に伴い出産年齢が高くなることで発生するリスクも増してきます。また、妊娠に伴う医療費や出産に伴う医療費の負担の増加も考えられますので、町内の妊産婦さんの状況を重視しながら、必要なときに必要なサービスが提供できるように考える必要はあるかとも思われます。

しかし、当面は、今年度新たに取り組むこととしております産婦健康診査費用の助成や産後ケア事業や、ここ数年で始めた事業等の内容の充実に取り組むことで、妊産婦の方へのサービスの向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

以前から比べますと本当に今の妊産婦さん、定期健診も 14 回無料になりまして本当にありがたいですし、出産費用も出るようになりました。手厚く手厚くされてるということは、大変私は大事なことで、むしろ遅かったと思ってます。

本当に安心してお産をするということは女性だけじゃなくて、当然ですけど全国民の願いですよ。新しい命が産まれてくるわけですから。そういう中ですね、今、少子化問題、少子化対策としては、今は妊産婦のいろいろ言ってくれましたけど。先ほどもいってますように、子どもの医療費の助成はですね、全国でも実施されて当然の制度になってきました。でも、私が議員になった最初のころはね、4 歳児までしか乳幼児の医療費は無料じゃなかったんですよ。支援制度がなかったんです。そのころはなかなかそういうものに対する支援制度ってのがね、国民の中にもまだまだ抵抗があるっていいですか住民世論が高まってなかったんですけど。今では、もちろん少子化もありますけども全体ね、皆さん、住民の中で運動があつてですね、ほとんど世論から理解が出てきてですね、福祉向上に向けての意識もどんどん住民も変わっていきまして、多方面の運動もあつていろんな所からですね支援制度は拡充していきまして。そういう点で、妊産婦の健診が 14 回無料になったということもあるわけですよ。だから、それはもう大事なことで、当然だったと思うんです。

ほんで課長の答弁は、まあ言ったらマニュアル、こういう言い方はあれですけどマニュアルどおりの答弁かなと思って聞いておりましたけども。町にこういう制度があるので、まあ町だけじゃないです、これはね。14 回の健診というのは全国だと思うんですけど、ちゃんと支援が国や県からもあるはずですけども。

これだけでできているから今のとこできませんと言われましたけど、産まれてくる子どもの、今回は産まれてきたら今言ったようにいろんな手当が、医療費無料化とか、それから切れ目のない子育て支援というのでいろいろと支援がありますが、これは産まれてくる一歩手前の子どもへの支援を求めるものですよ。で、毎年出産は今、黒潮町では 50 人ぐらいですし、この支援をする手当はですね、期間はですね、大体 7 カ月ぐらいと考えていいと思うんですよ。だから期限が限られた支援ですので、町負担はそれほど掛からないんじゃないかなと思うんですが。

もし実施をするとなれば、どの程度の予算が必要だとお考えですか。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは宮地議員の再質問にお答えします。

年間出生者数を 50 名としましても、その中で大きく医療費が必要となる方はあまり多くないのではというふうに考えております。従いまして、切迫流産等で入院が必要となった場合、支払った金額のうち高額療養費制度で限度額を超過した分はご本人に戻ってきますので、入院から出産までおおよそ月額 8 万円としまして、試算 6 月でちょと計算をしたんですけども、48 万円。3 名分を見込んだ場合、144 万円が妊娠時の医療費かと思われます。また、出産時に医療が必要になった場合を考慮しまして、8 万円掛けるの 4 人分として 32 万円。合計 176 万円程度になろうかというふうに思っております。

当初予算で計上できそうな必要最小限の額で見込んでおりますけれども、また、状況を見ながら増額補

正をしていく必要はあろうかと思われま。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

まあ、見込みの予算もちょっと見積もっていただいて、大変ご足労をお掛けしました。もし支援をしてもですね、この程度でいけるし、まあ、前向きに捉えられるだけの法外のお金じゃないなということが分かっていただけたと思います。

今、全国的にはですね、この妊産婦さんへの支援を求めてもう運動が起きておりますが、今議会でも先ほど言いましたけども、陳情が上がってきました。産業建設厚生常任委員会に付託されて委員会で採択されましたので、昨日本会議への提案となり、本会議でも採択されたところです。産業建設厚生常任委員長の見事な提案理由がここでありまして、その後ですね、濱村議員の賛成討論がありました。ご自分の経験を踏まえての、気持ちのこもった見事な賛成討論だったと思います。

この陳情をですね、陳情っていうのは紙に書いた単なるペーパーですけども、このお二人の生き生きとした内容がですね、陳情そのものに私は、ほんと生きてきたなど。内容がほんと具体的に迫ってきたな。そういう思いを持って、若い人ってすごいなと、つくづくそういうふう感じたものです。で、そのお二人の内容があったからこそ、この最初の本会議での採択につながったと思っております。

これは、先ほども言いましたけども県への陳情です。私が今言ってるのは、町でぜひこの制度をですね、県に先駆けて、全国的にもそんなまだまだ多くはないですけども、先駆けてやっていただきたいという質問なんです。今は、少子化問題というのは世界の先進国で大変大きな課題になっておりますよね。どこでも問題です。もう子どもはなかなか、二人のうちでつくってもなかなか荷にならないですね。その原因の一つがですね、経済的な理由が挙げられております。若い夫婦が子どもが欲しいと思っても、経済的な不安があって躊躇（ちゅうちよ）せざるを得ない。子どもは国の宝です。医療費の心配なくお産ができれば、こんな安心なことはありません。

答弁はですね、町長不在ですので新たな制度の実施をすぐに決断するという事は難しいかと思っておりますが、執行部としてこういう制度を、予算も大して掛かるわけじゃないですが、全く取り上げる余地はないとお考えでしょうか。それとも、今すぐにはいかないとしても、考える余地はあるとお考えでしょうか。

町長職務代理者にお伺いします。

議長（小松孝年君）

町長職務代理者。

町長職務代理者（副町長 松田春喜君）

それでは再質問にお答えを致します。

少子化対策、これまでの取り組みとしましても、どこにどういうふうに助成をしていくかということを検討してまいりました。

まず、2 年ほど前に、当初予算にはありますけど 2,300 万円ほどで在宅子育て支援というのも、町単独でやっております。そういうことでの支援策も、町単独でもやっております。

そういうことを考えまして、また、県への陳情もしていただいておりますし、県の財源等も含めまして今後の事業計画の中で検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

最後の語尾がですね、ちょっとはっきり聞き取れなかったんですけど。

まあ、県のこととも考えて今後どうすると言われましたかね。

議長（小松孝年君）

町長職務代理者。

町長職務代理者（副町長 松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

今後のですね事業計画等の中で検討してまいりたいというように思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

副町長ね、しつこくてすみませんね。

検討っていうのは、どうですかね、前向きな検討ですか。それとも、あんまり取り扱いのまな板の上に載りにくいというところで分けたら、どうですかね。

議長（小松孝年君）

町長職務代理者。

町長職務代理者（副町長 松田春喜君）

再質問にお答えを致します。

なかなか自分の立場で答えるのは難しいところではありますけども。新町長決まりましたらですね、少子化対策全般の中で協議をしていきたいということでございますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

これで私の質問は全部終わりたいと思います。

どうも失礼しました。

議長（小松孝年君）

これで、宮地葉子君の一般質問を終わります。

この際、11 時 00 分まで休憩します。

休 憩 10 時 45 分

再 開 11 時 00 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮川徳光君。

11 番（宮川徳光君）

今朝はなかなかの雨が降りました。私も庁舎に来るときも結構降ってまして、庁舎の駐車場についたときもそれなりの雨でございました。傘を差しながらの登庁となりましたが、その駐車場から庁舎までの間で、面識のありませんでした職員の方から、あったかさを感じられる、おはようございますとのあいさつがありまして、その後、たわいのない話などもさせてもらいました。雨の中、晴れ晴れとした気持ちになったことでした。このことは、以前に議員も職員もそれぞれの立場の再確認を、と題して一般質問をしたことを思い出しました。その中に、あいさつの大切さも述べました。また、立場についても自分なりの考えを述べさせていただきました。今回、2 問目の方で、この職員の立場について取り上げていますので、何かいい兆しがあったのかなと、自分なりに勝手に解釈をしております。

では、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、1 問目ですが、産業振興を期してと題しまして質問を致します。

その前に、たまたま今日の高知新聞の小社会の方で、会社の名前をつけることについて、すごい大事というような記事がありました。これも広く捉えれば、この私の質問に関係しているのかなと思って読んでくださいました。

では、通告書の方へいきます。

近年、ふるさと納税については職員の頑張りもありまして、順調に伸びていると感じております。これに関係したもの以外でも、多くの小規模事業者につきましては、特産品などの発送の際、ゆうパック用や無地の段ボール箱を購入して対応をしております。

こういう現状を踏まえまして、1 問だけですが、ふるさと納税関係や特産品販売などのさらなる産業振興を期するとともに、町のPRを目的とした段ボール箱などの梱包材を考えてはどうか、としております。

答弁、お願いします。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは宮川議員の、産業振興についてのご質問にお答えを致します。

現在、ふるさと納税や町内特産品販売で、農産物や海産物などの一次産品のほか、加工食品や工芸品など多様な商品が出荷されており、事業者様ごとにその商品と数量に合わせた梱包と、商品広告のパッケージを用意し、発送している状況でございます。

議員ご質問のとおり、汎用性が高い段ボール箱が用意できれば、事業者負担も軽減され、町のPRも併せて行えると考えますが、現在、サイズや必要数量など、町内の需要が把握できていない状況でございます。そのため、町内事業者にアンケート等で汎用段ボール箱の必要性の有無やサイズ感、冷蔵、冷凍対応などを含め、まず、需要調査を行うことについての検討をしてみたいと考えております。

なお、町が制作する段ボール箱ではなく、事業者やその商品に特化した段ボール箱を制作する場合のデザイン料などは、商工会が受付事務局となる小規模事業者持続化補助金、または、町の独自の補助制度である黒潮町産業振興推進事業補助金を受けられる場合がございますので、独自の段ボール箱を制作する計画がございましたらご相談をいただければと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

早速、具体的な町内の需要の掘り起こし、需要の現状把握をしていただけるというお話でございました。具体的に取り組んでいただけるという話でございますので、ありがたいことだと思います。

あと、例えばですが、缶詰製作所があります。そういった所で、例えば検討して箱を作ったやつをそこで取り扱っていただくというようなことにすれば、今言いましたように、ゆうパックの箱。ふるさと納税について言えば、ゆうパックの箱が多いと思いますけども。

ちょっとあちこちしますけども、このゆうパックは全国共通で、黒潮町の宣伝にはなりませんので、という意味を込めて質問です。

後のことまではやめましょうか。需要について調べてくれるということですので、今回はそれで期待をしてお待ちしております。

1番は終わりました、2番目ですが。

今回も取り上げております、請負工事が設計変更により議決案件となった場合、その設計変更で変更追加となった内容を調整をして、変更前の請負契約の中で施工できるという、私としては信じ難い案件についての一般質問でございます。

この質問は、平成28年の9月、続いての12月、それから昨年9月に引き続いて、今回で4回目となります。この間、議会だよりなどを読まれた住民からは、議決案件を職員が調整できるのであれば議員は要らんね、とまで言われ、これに対して十分な説明もできず、ここまで来ております。

今回の質問は、先の6月定例会にてなるべく準備をしておりました。私なりにまとめた資料も、当時の松田副町長にお示しもしておりましたが、私の個人的な理由によりまして質問を取りやめたため、本定例会にての質問となったものです。今回もこれまでと同様に、間違いなどがあれば改善してほしいとの思いだけで質問をしますのです、その点を留意していただき、それぞれの立場に立った答弁をいただきたいと思っております。

では、通告書を読み上げます。

2番ですが、行政運営についてと致しまして、地方公共団体には、団体の法令として条例や規則が設けられており、地方公共団体の職員には、地方公務員法により法令等及び上司の職務上の命令に従う義務が課せられております。

こうした状況下、まずカッコ1としまして、こうした中、請負工事が設計変更により議決案件となった場合、その設計変更で変更、追加となった内容を、調整をして変更前の請負契約の中で施工できる法的根拠として、令和元年9月定例会の一般質問では、契約書の18条の協議の中で、契約書を交わさずに協議によって工事を進めることができる、という内容に行っているとのことでした。

また、さかのぼる平成28年12月定例会の一般質問では、県の設計変更に関する事務取扱要領の規定で、工事には、性格上不確定な条件を前提に設計書を作成せざるを得ない場合がある。このような原因による設計変更は、契約の同一性を失わせない限度において、工事請負契約書の規定に基づき一部変更することができる、により行っているとのことでしたが、これらが、法的根拠となり得る考え方を再度問うとしております。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは宮川議員の一般質問の2の行政運営についてのカッコの1番、設計変更に関するご質問につき

まして、通告書に基づきお答えを致します。

議員がご質問されます設計変更に関するご質問につきましては、これまでも数回のご質問があり、それぞれお答えをさせていただいておりますので、これまでの答弁と重複することがないように、なるべく完結にお答えをさせていただきます。また、行政運営についてのご質問であるため、個別案件ではなく総括的な質問であるとの主旨と考えますので、総括的なお答えとなるようにしたいと考えます。

ご質問の設計変更に関するこれらについての法的な根拠につきましては、これまでの答弁の中で、設計書、公共工事品質確保の促進に関する法令及び、それらに関連する各種要綱、要領などを法的根拠としている旨、お答えをさせていただいているところでございます。

この要領、要綱を法的根拠となり得る基本的な考え方につきましては、地方公務員法、服務に関する第32条、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務の、職員はその職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則、及び、地方公共団体の機関の定める規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない、の規定に基づくものと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

どうも。

まず、カッコ1の中、昨年の9月の答弁の契約書の18条の協議の中という、契約書を交わさずに協議によって工事を進めることができるという内容、この内容を導き出している契約書の18条の文面を紹介していただきたい。

それから、もう一つ確認は、さかのぼる28年12月の答弁の、県の設計変更に関する事務取扱要領の規定。私が先ほど読み上げましたのは、これは前文ですかね。冒頭のまとめた、個々に対応する何条、何条という部分じゃなくって前文に当たるところの言葉なのですが、これで、議決案件の中身を職員が調整できるという法的根拠になっているというが、今はなっていないというふうには言わなかったと思うんで、そこを確認します。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

宮川議員の再質問にお答えします。

まず、契約書の18条の条文について説明をせれというふうにお聞きしましたので、条文を読み上げさせていただきますと思います。

受注者は工事の施工に当たり、次の各項のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。以下、2項、3項、4項とありますが、そのように記載をされております。

次に、県の設計変更に関する事務取扱要領の中の基本原則第1条ですが、要約させていただきますと、設計変更を伴うものについては、契約の同一性を失わせない限度において、標準書式の工事請負契約書の規定に基づき、その一部を変更することができる、と記載されております。

で、それに伴う根拠につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたとおり、地方公務員法第32条の規定に基づくものと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

18 条の中身をちょっと教えていただきましたが。

契約書の中で設計変更、今の答弁の 18 条では、条件変更等というところに該当するんだと思いますけども、ここを読んでも議決案件とかいう言葉が全然ありません。これは受注者が何かに気付いて発注者の方へ言うてくるときの、まあ言うてくるいうか受注者側からの提案の部分で、また次いうか、発注者側からの同じようなやり方もあるように、契約書の中ではありますが。いずれにしても、議決案件との絡みを使っているところ、文言があるようには思いません。後でまた申し上げますけども、私の考え方からして、こういう所に議決案件の取り扱いとかいうことが出てくるはずがない。契約書はですね、そういうもんだと思います。

それから、県の設計変更に関する事務取扱要領、この中にも議決案件という言葉は全然ありません。ですけども、これは町の条例、黒潮町は独自に設計変更に関する事務取扱要領は作らないということを執行機関会議で決めたということで、県のやつを準用するというふうにしたということだったんですが。それを町のやつと置き換えて、条例に照らし合わせたときに、その条例から外れたことは内容的には書いているとは思えません。だけど、言っていることは条例とは全然、全然とかかなり外れたことを言うてる。外れたことを言うてるというのは、議決案件を職員が調整できる。こんなことがあったら大変ですよ、これは。という思いで、4 回目をやりようわけですが。

1 問目については、そうですね、今回の答弁で両方とも根拠になつとるがですかね。法的な根拠に。法的ですよ。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは宮川議員の再質問にお答え致します。

これまで根拠としております要綱、要領、およびガイドラインにつきましては、あいまいな法律や条例の判断基準を規定しているものと考えております。また、要綱、要領は職員が事務処理を進めていく上で、指針、基準を定める行政内部の規律と認識をしております。要綱、要領の制定につきましては、その過程におきまして、告示と訓令とに分かれます。告示の場合は、指定、決定などの事項を外部に告示する形式で、訓令は、内部的な事務運営等について指揮監督を発する命令となると考えられます。

この訓令につきましては、地方公務員法第 32 条に規定する、上司の命令ではなく、規定に属するものと認識しておりますので、法的根拠になるものというふうに認識をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

2 つの根拠、それぞれが法的な根拠であるという、答弁でございました。そういう答弁は答弁として受け取れますが。

今、調整ができるという答弁でした。調整して変更、議決案件となった部分の中身を先の契約書の中で

先行してやって、今度、議会で否決された場合の取り扱いについて、これが法的な根拠を持ったということであれば、どっかできちんと整理されたものがないといけないと思いますが。

否決された場合の事務処理はどうなってますか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

仮定の話となりますが、否決された場合は、既決の契約金額の中で工事を完結させて、追加になった分につきましては、新たな別工事として発注することになろうと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

私はそういう問いをしてないと思いますよ。

きちんとした法的根拠を持っているのであれば、否決された場合の対処方法もきちんと整理されてないといけないんじゃないかという質問をしたんです。その規定をしているかどうかを聞いたが。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

議員のご質問の主旨は十分分かるところなのですが、現契約の中で、工事を完結させる、そして別事業として新たな発注をするというところに、法的な根拠として第何条に記載されようかというところはないものというふうに認識しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

否決された場合の対応については規定をしてないというふうに、今の答弁で言うておりましたけど。

そうじゃないのであれば、次の答弁の機会に規定してください。

これまでの前3回やった中身とほとんど変わってないのですが。カッコ1番はこのくらいにしまして、カッコ2番の方へいきます。

カッコ2としまして、議決案件の内容を職員が調整し、議決前に施工することは、議決に関する地方自治法や町条例に従っていないのではと考えるが、認識を問うとしてます。

この、地方自治法や町条例に従っていないって私、今言いましたけど、これは先答弁でありました、ごめんなさい、地方自治法、私の勘違いかもしれません。地方公務員法ですかね。第32条に法令等及び、上司の職務上の命令に従う義務。従う義務がうたわれております。先ほど答弁をいただいたように、職員はその職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則、及び、地方公共団体の機関の定める規定に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないということで、規定されております。

この法令とか条例とかいうところですけども、総務課長の方には、担当課長でありますので、もしかしたら答弁が総務課長がされるんじゃないかなと思ひまして、私なりにまとめたものを当時の松田副町長に渡したものにちょっと手を加えたものを、先日渡しております。その中にも、地方団体の法令と職員の義務というのを1ページにちょっと書いておりますが。すごい大きなこととして、日本の法令には、種類ごとに優劣関係がある。優劣関係ですね。上位の法令が優先され、上位の法令に反する下位の法令は効力を持たない、ということになっております。それから、よく上位法の改正によりとかいって条例の改正が黒潮町でもたびたび行われているわけですが、こういう仕組みいいですか、法上の仕組みによってそういうことがされていると理解しております。

あと、地方公共団体の法令としましては、条例と地方公共団体の規則、ここまでが法令となっております。ほんで、さっき言うたように上下で優劣関係がありますので、条例とこの規則には明確な優劣関係はないような文言もありますけども、条例の方がやや強いのかなというように感じになっております。

それで町の条例を見てみますと、黒潮町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例という条例がありまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は予定価格5,000万円以上の工事、または製造の請負とする。議会の議決に付さなければならない契約。この何々しなければならないというのは、これは厳しい、規則の中でも厳しい規則に使われる言葉というふうに解しておりますが。これによって、設計変更にかかっても5,000万円以上であれば議会の議決に付さなければならないということになっております。これが条例なんで、これから下にある町の規則や規定、そういったものはこの条例の枠の中に収まっていなくてはならないという、さっき言いました法の優劣関係がありますので、そういうふうなたてりになると、私が勝手に解釈するんじゃないくて、そういうふうになっているとのことです。

ここの途中の、議会の議決に付さなければならない契約はって書いてありますが、この文言は、例えば変更契約の場合は変更をかけようとする、その都度積算をして、契約をして、工事をするという流れですね。それをこの条例でうたっているわけです。ここの条例の中にただし書きでもあって、ただしこういう場合は職員が調整ができるという文言でもあればですけども、なければできないことになっていると、私は認識しております。

この間お渡しした資料の中にも、条例により職員に課せられた義務として、その同じページ、2ページですけども、契約変更の議決の要否の判断という所がありまして、契約変更を締結する場合は、契約金額等の金額増加分のみではなく、全体額に変更する新たな契約を締結することになるものと解されるので、変更後の契約金額が要議決額以上であるか否かを判断基準として、議会の議決の要旨を判断すべきものと解されています。この中にも、調整をしてうんぬんという話は出てきません。もちろん、さっき言うた法的な仕組みの中で出てきようがないことです。今読み上げたことは、条例の中身によってこうなりますよという、単なる解説です。

それから、県の事務処理要領のことについてちょっと触れますと、県の事務処理要領の中には設計変更に伴う契約変更の手続きという項がありまして、第5条としまして、設計変更に伴う契約変更の手続きは原則として、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする、というふうにならなっています。この県の事務処理要領というのは、町長の職務上の命令に該当するものと、私は認識しております。これも条例の枠の中におりますよね。条例が書いてるとおりを具体的にほかの言葉で示すところなると思うがです。条例はそういうふうに書いているにもかかわらず、調整して先の契約。契約ということと言いますと、契約の第1条ですかね、前文になるんかね、1番目冒頭に、その設計図面とかいろいろなもの、こまごま取り

決めをして、ひとくくりにして、この工事を幾らでやってくださいということで、双方がこの内容を守る。守るよううたわれています。

今言ったように、契約書の中身でもできるとは思えない、かつ、条例の中にもうたわれていない。これ、条例の中にもうたわれてないことをするということはこれ、職員の立場を、さっき言いましたように条例に従わなければならない立場なんで、そういう立場をもって答弁をいただきたいということを申し上げて、答弁を求めます。

議長（小松孝年君）

宮川君、これ2番ですか。

11番（宮川徳光君）

ごめんなさい、1番はもうこれでえい言うたがです。すみません。

議長（小松孝年君）

2番の要旨について、答えていい。

11番（宮川徳光君）

はい、そうです。2番です。

ごめんなさい。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

宮川議員の一般質問の2番のカッコの2につきまして、通告書に基づきお答えを致します。

これまで答弁させていただきましたとおり、ご質問の設計変更に関する案件につきましては、各種法令や町の条例に基づき、議会のご承認もいただいており、適正に執行されているものと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11番（宮川徳光君）

今の答弁を聞いて、1回目の、その当時の町長の答弁を思い出しましたが。

そういうことができるかという問いに対して、町長は、議決をしていただいているので完全な法的な有効性を持つし、というふうに答えております。この、議決をしたんで有効性を持つ。そこには有効性を持つ持たないの事を言ってるがじゃなくて、町長からの提案というものは、法的に問題がないという前提の下に出てきているというふうに、そういうものであるということです。そこまで疑ったとら、出てきて1日、2日じゃあ議会は進みませんので、そういうことでしましたけども。

今の議決案件の内容を調整してできるという文言と条例とを引き合いにしたときに、どうしてできるのかということ聞きようがですが。

再度、答弁お願いします。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

宮川議員の再質問にお答えします。

まず、条例に定めております議会に付すべき契約の所では、予定価格5,000万円以上の工事、または製

造の請け負いとするというふうに書かれてまして、金額のみしか制定をされておられません。それと、県の設計変更に関する事務取扱要領の中で、議員からもご紹介がありました第5条の設計変更に伴う契約変更の手続きという所で、設計変更に伴う契約変更の手続きは原則としてその必要が生じた都度、遅滞なく行うもの、というふうにされております。

しかしながら、第4条の第3項第1号に、後日の設計変更により措置できる見込みの変更については、その都度変更は行わず、事前協議書により、事業主幹課長に対して行う事前協議により変更の承認があったものとし、工事の継続施工の迅速化等を図るものというふうにされておりますので、こちらの条文が適用して進めておるところでございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11番（宮川徳光君）

何度も繰り返すようですが、日本の国の法令や優劣、上位、下位いいますか、優劣があるという話しました。上位の法令に反する下位の法令は効力を持たないとされています。

それで、そういう中で条例にうたわれておること、この議会の議決に付さなければならない契約のことについて触れてますけども。この中に、この中の文言で、調整ができるということが書かれてなければできないわけですよ。

そういうたてりになると思いますが、そこはどうですか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

認識としては逆の認識を持ってまして、例えば地方自治法で、第14条で条例によらなければならない、ということで、条例の制定する必要性が書かれています。第15条で規則を制定することができるとして、規則が制定することができる旨、書かれておりますが、要綱、要領については地方自治法でその定めがありませんが、今定めている状況ですので、書かれてないからできないのではなく、書かれてなくても定めることができるものというふうに認識をしております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11番（宮川徳光君）

私の質問から若干ずれているように思いましたけども。

この町の条例ですよ。さっき言った、議決に付さなければならない契約の条例。この文言から、職員がですよ、議決案件となったものですよ。議会の議決に付さなければならない契約になったものについて調整して、変更して、施工できるって言われよるんで、この条例の中からそれがどういうふうにして導かれ出せますかということをお願いしようんで、その条例を基に答弁を願います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

まず、答弁におきまして、議員がご指摘されますとおり、設計変更に伴う変更契約の手続きとしましては、原則として、その必要が生じた都度、遅滞なく行わなければならないというのは間違いがない。これが王道というか、一般的な手続きになろうと思います。

しかしながら、先ほども答弁させていただきました、第4条第3項第1号に規定に基づきできるということと理解をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11番（宮川徳光君）

繰り返しになりますけど、条例にうたわれてないことは、事務取扱要領とかいうことにはうたえないわけですよ。

実際にさっき私が述べました、遅滞なく変更契約の手続きを行いなさいというのも、この条例の中に入っておりますよね。ほやけど、調整してということは、調整というのにこだわるんではないですけども、議決案件を職員が判断、やるやらんについて判断を議決の前にするということは、すごい私は受け入れ難いのですよ。その点について、その事務取扱要領とかいうのは町長が決めたものですけど、これは法的根拠にはなり得ないし、また、この上位の法の枠の中におらなければ意味を成さないわけなんです。

そこのあたりを踏まえて、答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

どうしても答弁をしている中で、どうしても個別案件に近づいてくるような答弁になりますが、考え方をお答えをしたいと思います。

まず、第5条で、原則としてその必要が生じた都度、遅滞なく行うもの、ということになりますが、いわゆるその5,000万円を超えるか、超えたというタイミングのことで、タイミングで遅滞なく行うということになります。

以上です。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休憩 11時 56分

再開 11時 57分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

今までの答弁の中で、議会の議決案件になったものを調整する旨の答弁はしておりません。

ただ、設計金額、いわゆる5,000万円以上になったか、なったタイミングの問題で、なったら随時、議会の方に提案を申し上げ、議決をいただいているというのが現状です。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

これはまた、私にとっては異なることを言われましたが。

総務課長にも資料をお渡ししちょう、その資料の中に入っておると思いますが。最後の 5 ページですかね、平成 28 年の 12 月に、設計変更をするときに議決の要否の判断はどの時点で行うか、という問いをします。5,000 万円以下の工事に変更があった場合、変更の内容を受注者と発注者が確認をした上、設計変更の手続きを行う。この時点において請け負い金額が、総額が 5,000 万円を超える場合、議決を求めることになるという答弁をもうちょうがですよ。

その後、今、1 問目で問うたのがその内容ですよ。1 問目で言うたとおりで。できるいうて、その根拠は何かいう。2 回とも違う内容ですけど、2 回ともできるということ言うちょうがですよ。今の課長の答弁とは内容が違いますが。

そこを確認します。

議長（小松孝年君）

これ、以前の工事がの話になりようぜ。

11 番（宮川徳光君）

工事の話、具体的にどこの工事とか言いようがやないじゃないですか。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休憩 12 時 00 分

再開 12 時 03 分

議長（小松孝年君）

休憩前に続き会議を開きます。

一般質問の途中ですが、この際、13 時 40 分まで休憩します。

休憩 12 時 03 分

再開 13 時 40 分

議長（小松孝年君）

休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

午前中、ちょっと終わり方が妙になりましたので、まず総務課長の答弁から行います。

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

再度、答弁をさせていただきます。

これまで議会案件となったものを調整等を一度も行ったことはなく、また、その行為はできるものではないと認識をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

11 番 (宮川徳光君)

すごい、受け入れやすい答弁でございます。

私としては受け入れやすい答弁をいただきましたけども、この答弁からすると、先の3回やった分のあと2回分がちょっとかみ合わないところが出てきましたが、どうでしょうか。私の質問の仕方が悪いということなんでしょうか。

平成28年12月と昨年の9月の一般質問の答弁と若干違いましたが、このあたりとの整合性いいですか、そのあたりはどういうふうに考えますか。

議長 (小松孝年君)

総務課長。

総務課長 (宮川茂俊君)

再質問にお答えします。

これまでの答弁との整合性というご質問ですが、28年12月議会の議事録を手元に持っておりますが、答えておるのが、変更前の請負金額の範囲内であれば受注者と協議の上、施工を指示しているところがございますというふうに記されていますので、この主旨だというふうに認識をしております。

以上でございます。

すみません、答弁漏れです。

令和元年9月議会におきましては、先ほど言いました変更規則の契約の中に18条という話が出ましたけれども、18条の協議の中で、協議書を交わさずに協議によって進めることができるというふうな内容になってございますというふうに書かれていますので、先ほど述べました主旨と同様だというふうに認識をしております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

宮川君。

11 番 (宮川徳光君)

午後の冒頭に調整などすることはできない、そういう事実もないということで、すごい繰り返しますが、私からすると受け入れやすい答弁になったわけですけども。

今、さかのぼっての質問との整合性がちょっと、どう言いましょうかね。2回ともできる。今の答弁、午後一の答弁はできない、前回とその前はできると言われたんですが。

そのあたりのちょっと整理をしてください。

議長 (小松孝年君)

総務課長。

総務課長 (宮川茂俊君)

再質問にお答えします。

平成28年12月議会の答弁の中で、変更前の請負金額の範囲内であれば、というふうに注釈が付いておりますので、変更前の請負金額の範囲内の中でしたら、業者と十分協議の上、施工をすることができるという趣旨になると思います。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

宮川君。

11 番 (宮川徳光君)

今の答弁、午後一の答弁でいきますと、議決案件についての内容を職員が調整して、議決前に施工することはできない。これは、できる。先の契約、金額の中やったらできる。

午後一の答弁に整合性が取れてないように思うのですが、私の聞き取り方が悪いがでしょうか。

議長 (小松孝年君)

暫時休憩します。

休憩 13時47分

再開 13時47分

休憩前に引き続き会議を開きます。

11 番 (宮川徳光君)

若干の疑問が私には残りますが、かなり前へ進んだ答弁いただきましたんで。

こういった私のような、よく理解してないための質問になったかと思えますけども、例えば、あまり申し上げていいかどうか、ちょっとあれですけども。例えば、去年の町議選でのちょっとしたあつてはならないことがあって、その折には県の方の見解はどうなっているかとか、その何日後には国の方からの見解、国の方の見解ですね。そういったことのお知らせもありました。

条例ですので各市町村独自のものがあろうかと思いますが、この契約関係の条例は全国同じもんで動いてると思うんで、例えば、上部の組織、県なり、国とか、そういった所の問い合わせをするというような機関はありますでしょうか。

議長 (小松孝年君)

総務課長。

総務課長 (宮川茂俊君)

お答えをしたいと思います。

まず、工事契約の中で、議会案件となるのは請負金額、予定金額が5,000万円の金額の所だけということになります。このため、契約に関しては別物になるということが基本的なところで、契約に関して総括的な問い合わせとしては、県の土木部あたりになろうというふうに思います。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

宮川君。

11 番 (宮川徳光君)

県以外に独立したいいますか、組織とか、また国の組織とかいったのはないでしょうか。

議長 (小松孝年君)

総務課長。

総務課長 (宮川茂俊君)

お答えします。

総務課におきましては入札等で問い合わせたりしますが、実際契約の詳細については、まちづくり課あたりが対応することもあると思いますので、ちょっと私の方では国等の問い合わせ先は今のところ知りません。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

宮川君。

11 番（宮川徳光君）

全国的な地方公務員、人数も大きな組織でございますので、そういったところもあろうかと思えます。また分かれば教えてください。

お昼を挟んでしまいまして大変申し訳ありませんでした。

以上で、私の一般質問終わります。

議長（小松孝年君）

これで、宮川徳光君の一般質問を終わります。

次の質問者、中島一郎君。

13 番（中島一郎君）

今議会の一般質問は私が最後になったわけですが、どうかよろしくお願いを致します。

私は4問について質問を致します。

まず初めに、水産業の振興について。

これまでも沿岸漁業における水産資源の減少が著しいことから、漁場整備による資源管理型や、作り育てる漁業の必要性を訴えてきました。

令和元年、農林水産省の漁業・養殖業生産統計の速報値では、高知県内の漁船による海面漁業漁獲量は6万2,200トンとなっており、これまでの最低の数値となっております。ビンナガマグロやカツオの不漁が原因ともいわれています。

カツオ一本釣り漁では漁獲量1万7,700トンで、約5,100トンの減少にもなっております。

この現状を少しでも打開をするためには、一つの方策として、漁場整備による漁獲量の増に期待するしかありません。私も議員活動6年目に入り、一般質問では何回となくこのことを訴えてきたところですが、いまだ方向性が見えない状態となっております。

このことを踏まえて再度質問を致すもので、よろしくお願いを致します。

現在、当町で実施されています漁場整備といえば、平成30年度からイセエビ類を対象とした築磯の鉄鋼スラグ魚礁を実施され、その他の魚類、例えばカツオやタイ類などを対象とした漁場整備は、平成18年3月の合併以降にまだ一度も整備されたことがありません。

6月定例会前には、第2期黒潮町創生基本計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定をいただきました。この計画期間は、令和2年から令和6年までの5年間となっております。これは本町の産業振興を中心として、人口の減少の克服や地域経済の活性化の実現により、2060年には町の人口を6,800人に達成したいという計画になっています。

合併後の黒潮町総合振興計画や、当初のまち・ひと・しごと創生総合戦略では、漁場整備の必要性について、漁業生産量を維持、確保するために、沿岸域に各魚礁の設置による漁場整備を図ることがしっかりと記述をされていましたが、今回の創生基本計画では残念ながら、私が見る限りこの項目がなくなっています。

漁業者の高齢化などに伴い、漁業者は減少傾向にあっても、町は沿岸漁業の操業形態や新規就業者の育成に力を入れていることから、漁業生産基盤の充実を図る必要性は認識をされていると思いますが、まず初めに、この創生基本計画の基本的な考え方と今後の取り組みについて、お聞きを致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは中島議員の、水産振興の町の基本的な考え方、取り組みについてのご質問にお答えします。

第2期黒潮町創生基本計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略の水産振興につきましては、黒潮町における水産振興をどのように進めていくべきかということが中身となっており、沿岸漁業を主として水産資源の減少に伴う水揚げの低下、所得の低下により、担い手および後継者不足が深刻化しており、人材の確保が急務であることから、引き続き所得に着目した操業モデルの確立や、新規就業者を確保するためのスキームの整理を進めるよう、基本施策の充実を図るなどの考え方を掲げているところです。

まず、第1期創生基本計画の総括と致しまして、町内の各漁港、漁法ごとの情報を整理し、それぞれの状況に対応すべく、所得向上や新規就業者確保に関する施策を講じ、入野地区へのUターンによる新規就業、灘定置網の再稼働等、一定の効果が得られました。

第2期計画の基本的な考え方、取り組みにつきましては、第1期計画から取り組んでまいりました町内の各漁港、漁法ごとの状況に応じた所得向上および新規就業者の確保を基本施策とし、現状課題となっている水揚げの減少や所得の低下に対応すべく、所得に着目した操業形態の確立、沿岸漁場整備等の施策を充実させるものとしています。

これらの計画に掲げる各種施策につきましては、これを実施すれば終わりとするものではなく、しっかりと点検検証し、より効果の高い施策に磨き上げをしていくよう、今後、事業計画において検討致します。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

今、課長からありましたように、ほんとに私も、新規就業者の増加とか、それから大敷組合、新しく操業を始めたこととか、いろんなことを確かにこの計画の中で実施されて、向上するところが見えております。

私が心配しているのは、今回のこの創生基本計画の中でも平成30年を基準値として、今課長が言ったのは、この平成30年を基準として評価をされたと思われませんが。

それから、創生事業では平成6年の目標値が記載をされております。例えば、カツオ関係の水揚げ量は350トンから385トンへ、そして沿岸漁業の漁獲量は1,059トンから1,210トンへ、水揚げ額は6億8,900万円から7億円に、目標を設定されております。

従来のこの支援事業の継続と、今回、この創生事業で新しいものがそこに設定をされなければ、なかなかこの数値は困難になってくると思うんですね。今、課長が言われたように、従来のことに対して継続していることも大切でありますけれども、この5年間の間に新しいことを何か施策として打つ。その部分が、この実績と向上につながるのではないかと、そういう考え方を私は持っているわけですが。

そういうあたりのですね、何かこう今までの継続だけではなし、その新しい継続とともに充実させ、そして新しいことへ展開をして、この目標値に向かっていくというような施策が何かあれば、ひとつこの場でお願ひしたいと思います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

中島議員の再質問にお答え致します。

これまで本当に取り組んできたことを充実させて続けていくということも大事、新しいことを言うように

取り入れていかないと、なかなか水揚げ等も上がっていかないという、言われるとおりでと思います。

その中で、新規漁業挑戦事業というので、補助事業を新たに構えているところです。その事業につきましては、いわゆる新しい魚種、それから漁場を見つけて、これから新しいその漁法も用いてです。その取り組んで挑戦する事業者、これに対して補助を行う制度、これを設けて実施しております。1人、漁業に取り組んだ方がおまして、問い合わせは実際来ている所もあるんですけども、なかなかその効率等を含めて現実にはなっていませんが、この事業というのはすごい大事だと思います。

今からまた、いろいろと漁業者と調整しながら、一つの産業になれる可能性もありますので進めていきたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

ありがとうございました。

今ありましたように新規の挑戦事業、これ確かにいい事業でございます。

その事業が操業として継続されていくにはですね、やはり行き着くところは漁業生産基盤の充実、要するに所得の向上がなければなかなか継続してやっていくことは難しいし、そういう方を1名、2名、3名と増やしていくためにもですね、ぜひその点の努力をお願いしておきまして、カッコ2の方に移らせていただきます。

フロンティア漁場整備事業について質問を致します。

昨年の12月議会において、町の財政負担の軽減を図ることから、国、県が主体となっているフロンティア漁場整備事業への取り組みを、県に対して、漁業関係団体や各自治体と連携し要望活動を展開していくべきではないかという質問をさせていただきました。

執行部の方からは、県における国への対応と今後の要望活動についても、一連の流れの中で積極的に取り組んでいきたいという答弁をいただきました。

これも、県内の漁業経営体の操業区域の問題や地域間の諸事情により課題も多く、簡単なものではないことも認識していますが、土佐湾に漁場整備の計画は、今のところこのフロンティア漁場整備事業しか期待が持てない状況にあると、私は確信をしております。

国内では、フロンティア漁場整備事業により、五島列島海域など、4地区で整備もされています。

このこともあって、土佐湾への整備を強く望んでいるところですが、国、県に対して、この1年間の取り組みと現状をどのように把握をされているのか。

この点についてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは中島議員の、フロンティア漁場整備事業への取り組みと現状把握についての質問にお答え致します。

高知県へ聞き取りによりますと、フロンティア漁場整備に関しましては、カツオをはじめとする高度回遊性魚類の資源回復と漁業生産の拡大を図るため、遊魚礁の早期整備と増殖効果を明らかにするための調査等について、今年8月に水産庁へ政策提言を行っております。これは、黒潮牧場の沖に新たな、いわゆ

る浮き魚礁を設置するというものです。

浮き魚礁の増殖効果につきましては、平成30年度から国において調査が行われておりまして、今年度も引き続き調査を行うとの回答をいただいております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

若干、私の認識は違っておりまして、今課長が言いましたように、この事業、いつの間にか漁場整備の浮き魚礁の設置に変わってきているんですね。

以前はですね、これ海底にマウンド礁、要するに石材とかコンクリートブロックを高く積み上げて、それで回遊魚の魚が高く突き当たったときに海底が、底まで回るから、この巡回によってプランクトンが発生する。それで、そこについた魚を水揚げする。そして、そのブロック自体で魚の資源管理を図るというような、古典的な海底にやるような話だったと思うんですね。

ほんじゃけん、そういう状況の中で国、県へ、関係団体と協力して要望をしてやってくれないかという話をしていたところが、今課長が言いましたように、黒潮牧場の沖に浮き魚礁を計画したいという話に大きく展開しているんですね、状況が。だから、そういうことは国、県の事業であっても、例えば、この土佐湾の沿岸海域の方、まあ今回、そこまでの浮き魚礁になってくれば、もうカツオ一本釣りの方まで対象になってくるわけですけれども。ずうっとその地域で、そのことの施設の調整といいますか、やっぱり漁民の声を聞いて、何が最適かどうか。そして、先ほども言いましたように、それぞれの漁協によって操業、漁法、違って来るわけですので、考え方も当然変わってくると思います。そういう調整がやっぱり先にできていかないと、今からやりますよになってきても、そこに今度は話が逆に戻ってくる可能性が高くなると思うんですね。なかなか、漁業の難しさというのはそこがあるわけです。

農業と漁業の違いは、それこそ海面漁業でございますので、土佐湾沖は漁師の皆さんの財産でありますので、なかなかそのへんが難しくなってきます。僕も県の方へ聞いたときに、そういう話を致しましたので、一応その図面ももうできておりますね。実質的には。

だから、こういう話はまだまだ漁民の方は知らないと思うんですね。だから私の方が、国、県の事業であっても、これは国は4分の3、県が4分の1ですので、事業費が。ほんとに市町村の負担はゼロに等しいわけですので、そういうことをやっぱり漁民の皆さんらにも情報を入れていただいて、そういう部分の調整を今からしていかなければ、本当にやるになったときにその課題が残ってくる。

その働き掛けを行政の方へ依頼をしておきますので、その点をひとつよろしくお願いを致します。

今も言いましたように、基本計画等につきましても継続事業だけで事業効果が見えにくいものもありますが、いろいろな部分で行政の方も地道な活動を一つ一つ積み上げていますので、これからも漁業者からの提案や要望に耳を傾け、新たな漁法や漁場開拓に取り組み、漁業支援に期待を致しまして、次の質問に移ります。

2と致しまして、ふるさと納税について質問を致します。

その前にですね、すいません、私の通告書のちょっと数字が間違っておりましたので、この場で訂正をさせていただきます。

カッコ1の2018年度の寄附額、これを4億4,844万円としておりましたけれども、2億5,726万円に訂正してください。

そして、2019年度の寄附額7億569万円を7億1,328万円に、訂正をお願い致します。

それでは、質問を致します。

この制度は2008年にスタートを致しまして、地方から都市部に就職した方や、ふるさとに恩返しをしたい、また、興味のある自治体の活性化等に役立ちたいという思いを寄附の形で実現し、貢献するものになっています。

これまでは寄附額を増やすために、自治体間で過度な返礼品での競争意識が高まり、地域活性化という本来の趣旨から外れていることもあって、2019年6月には国の新しい制度ができました。

このときに規制対象となったことは、

1つに、返礼品は地場産品であること。

2つに、返礼品の調達経費は寄附額の3割以下であること。

3つに、寄附基準の適正実施、経費の総額が寄附金の5割以下であるという、3点のルールが決定されました。

県下の自治体でも、この返礼品の規制により大きく寄附額が減少した所もある中で、当町では、担当課や事業者等の皆さんの協力と努力により、返礼品の人気を集めながら、順調な寄附金の増加が見込まれました。

2018年度の寄附額総額は2億5,725万7,878円に対し、2019年度の寄附額は7億1,328万600円となっており、約2.8倍の率で、総額で4億5,602万2,722円の増額となっております。

また、元年度の収支決算書によりますと、ふるさと納税基金積立金として約3,500万を計上しております。

このことを踏まえて、多額の寄附につながった要因、そして現在の事業者数と返礼品数、もう一つ、今年度の目標寄附額について、お聞きを致します。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは中島議員の、ふるさと納税の実績と目標についてのご質問にお答えを致します。

議員のおっしゃるように、一昨年度のふるさと納税の寄附額は2億5,725万7,878円、昨年度が7億1,328万600円と、2.8倍に寄附を伸ばしました。

昨年度の寄附額が大きく伸びた要因と致しましては、昨年6月に、町内の返礼品事業者が全国のテレビに取り上げられたことが最大の要因であると考えております。

テレビ放送後の寄附額は、6月の前年度比で7.3倍と急増し、6月以降3月末までの対前年度比が2.8倍と大幅に増加しており、テレビ放送による影響力の大きさを実感する結果となっております。

事業者数は、昨年度末時点で64事業者、返礼品数は302品となっております。

今年度の目標額につきましては、当初の歳入予算では6億円としておりますが、8月末現在の速報値で申し上げますと、今年度4月から8月までの対前年度比で1.7倍の寄附額となっており、昨年度の実績である7億円以上の寄附額を目標に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

ほんとに、この数字を聞いて頼もしいというか、先ほども言いましたように、担当課においては相当忙しい思いをしていると思います。これはありがたいことです。

私は今回、コロナ禍等がありましたのでなかなか、これは7億円くらいの数字は無理じゃないだろうかというふうな、自分は先に考えていたんですけど、いや、コロナ禍に負けないような取り組みをしていただけるということで、安心を致しました。ほんとに敬意を表したいと思います。

ここで、ちょっと中身についてお聞きしますけれども。

産業振興や地域活性化への貢献度がどんどん高くなっていきますが、全体の返礼品の総額、これが分かればちょっと教えてもらいたいがですけど。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは中島議員の再質問にお答えを致します。

昨年度に返礼品に要した経費と致しましては、1億6,919万6,219円でございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

ありがとうございました。

そしてですね、今年は先ほど言いましたように、新型コロナ禍や自然災害による影響などによる、使い道に重点を置きふるさと納税を活用した、返礼品を伴わない支援の動きが全国的に加速をしてるようにお聞きを致しましたが、当町ではそのような状況は見えませんか。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは再質問にお答えを致します。

返礼品を伴わない寄附でございますけれども、昨年度の実績で申し上げますと、件数で言いますと、お二人の方が12回、金額で申し上げますと12万5,500円の寄附を、返礼品を伴わずに頂いております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

それでは、カッコ2の方へ移らせていただきます。ふるさと納税の収支バランスについてですが。

私は以前から、この寄附の増額を図るために必要とされる経費も増加していけば、必然的に地域振興に活用できる額は減少してきますので、寄附していただいた方の本来の用途目的から外れてくるのではないかと心配をしていました。

執行部の方は、そのころには必要経費が多額になっても、事業者数や返戻品数が増加することで数字では測れない効果があると。これは、先ほどのように地域振興や地域への貢献度を表していると思いますが、今回の国のこの新しい制度では、やっぱりこのことも注視されています。

以前は、必要経費がうちの方が50パーセントを超えていたこともあったと思われませんが、2019年度の

ふるさと納税寄附額7億1,328万円に対して、必要とされた経費の支出額は幾らか。

お聞きを致します。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは中島議員の、ふるさと納税の収支バランスのご質問にお答え致します。

昨年度のふるさと納税額は、先ほども申し上げましたけれども7億1,328万円600円となっており、歳出は、プロパー職員の人件費は除きまして3億3,092万4,028円となっております。

ふるさと納税制度では、ふるさと納税の募集に要する費用が寄附額の5割以下と規制されております。

当町におきます昨年度のふるさと納税の募集に要する費用の割合は、その規定に従い算定致しますと寄附額の46.6パーセントとなっておりますので、ふるさと納税制度の規定に沿った健全な運営がなされております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

約3億3,000万で、率で46.6パーセントだということですので、50パーセントを切っておられます。

そしたら、ちょっと分かりにくいかもしれませんが、そのうち委託料の経費といいますか。

これ、インターネットの広告仲介サイトなどによる自治体の返礼品競争が激しさを増しまして、必要経費も増加傾向にあると思います。と思いながらも、私が自分なりに、今回の元年度の決算書と平成30年度の比較をしてみますと、平成30年度の方が約3億2,000万、そして今年度が1億2,880万程度になったがですけども、1,900万ぐらい減額になっているんですね。寄附額が随分伸びちょうのに、この委託料が減るということは、それに越したことはないですけども。

ちょっと私の算定方法が間違っているかも分かりませんが、室長の方で分かればひとつお願いを致します。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは中島議員の再質問にお答えを致します。

委託料の額が減ったということでございますけれども、支出先を委託料から役務費に見直したものがございまして、その差でございます。

これ、ほかの市町村にも支出先を少し確認をしましたところ、委託料で出していたものが役務費の方が適当だろうといった判断で、見直しをしたものでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

そしたら、その額にはそれほど、今年の額とそんなに変わらんという理屈でいいわけですね。去年の額と今年の額は大体同等な額ぐらいだという。

すいません、令和元年と平成30年度の方はそれほど、金額としては変わらないというぐらいの考え方でよろしいわけですね。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それではお答えを致します。

寄附額が伸びておりますので金額で言えば増えておりますけれども、割合で言えば同等になっております。以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

そしたら、カッコ3の方へ移らせていただきます。

国の新制度への対応はできているということではありますが、自治体によれば、この新制度は全国一律の経費の規制になっておりまして、地方の方が負担の割合が高くなることもあって不満もあると聞いておりますが、当町の見解はどのようなものか。

その点についてお聞き致します。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

中島議員の、ふるさと納税の自治体間の不満についてのご質問にお答え致します。

ふるさと納税制度において、地方への寄附者が多い地域は東京や神奈川、大阪など、首都圏であることは周知のところでございます。

返礼品の調達費用を30パーセント以内、その他の経費を含めた経費全体では50パーセント以内とすべきルールがあるため、返礼品の送料の面では首都圏に近い地方と首都圏から遠隔にある地方とでは、議員がご指摘のとおり同じ条件にはならないとの認識でございます。

首都圏から遠隔になるほど原則送料が高額になるため、50パーセント以内に抑えるべき経費に占める送料の割合は大きくなります。特に水産資源を返礼品としている地方にとっては、冷蔵や冷凍での配送となることが多くなるためさらに送料が高くなる傾向にあり、結果として、返礼品の取得価格を抑える必要に迫られます。

実際に、当町としても返礼品の取得価格を抑えるなどの調整をして、全体の調達費用50パーセント以内を達成していることから、地方の特産品の魅力を十分に伝え切れていない可能性もあるのではないかと考えます。

また、こうした実情に不満を持つ自治体もあるのではないかと予想しているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 14時 27分

再 開 14時 27分

議長（小松孝年君）

ちょっと一回、会議は再開します。

ちょっと中島議員の一般質問の途中ですが、ちょっと災害等のことがいろいろありますので、この際、14時45分まで休憩します。

休 憩 14時 28分

再 開 14時 45分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

中島議員の一般質問の途中ではありますが、今、役場の方も第3配備が解けておりません。

そして大雨の関係で避難勧告とかも出ておりますので、若干ちょっと様子見まして、再度休憩を15時30分まで取ります。その後は、またその様子見ながら、その後の予定を考えますので。

取りあえず、15時30分まで休憩致します。

休 憩 14時 45分

再 開 15時 30分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

中島議員の一般質問の途中でありますけども、ちょっと大雨の状況がまだ続いておりまして、まだ緊急配備の状況は解けておりません。

よってですね、本日の会議はこれで延会したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会時間 15時 30分